

(第三部)

第百六十一回国参議院法務委員会會議録第十一号

平成十六年十二月一日(水曜日)

午後一時開会

委員の異動

十二月一日

辞任

秋元 司君
尾辻 秀久君
関谷 勝嗣君
仁比 聡平君

補欠選任

山東 昭子君
中川 雅治君
岡田 直樹君
大門実紀史君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

渡辺 孝男君

委員

松村 龍二君
吉田 博美君
千葉 景子君
木庭健太郎君

青木 幹雄君
荒井 正吾君
岡田 直樹君
山東 昭子君

陣内 孝雄君
鶴保 庸介君
中川 雅治君
江田 五月君

前川 清成君
松岡 徹君
築瀬 進君
浜四津敏子君

大門実紀史君

衆議院議員
修正案提出者 田村 憲久君
修正案提出者 漆原 良夫君

國務大臣

法務大臣 南野知恵子君

副大臣 法務副大臣 滝 実君

大臣政務官 法務大臣政務官 富田 茂之君

最高裁判所長官代理者 最高裁判所事務

総局人事局長 山崎 敏充君

最高裁判所事務 総局総務局長 大谷 剛彦君

最高裁判所事務 兼最高裁判所事務 高橋 利文君

務総局行政局長 加藤 一宇君

事務局側 常任委員会専門 員 山崎 潮君

政府参考人 内閣官房内閣審 議官 寺田 逸郎君

法務大臣官房司 法法制部長 徳永 保君

文部科学大臣官 房審議官

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(渡辺孝男君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、仁比聡平君及び秋元司君が委員を辞任され、その補欠として大門実紀史君及び山東昭子君が選任されました。

○委員長(渡辺孝男君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。裁判所法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に内閣官房内閣審議官山崎潮君、法務大臣官房司法法制部長寺田逸郎君及び文部科学大臣官房審議官徳永保君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(渡辺孝男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(渡辺孝男君) 裁判所法の一部を改正する法律案を議題といたします。まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。南野法務大臣。

○國務大臣(南野知恵子君) 裁判所法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

新たな法曹養成制度の整備は、多様かつ広範な国民の要請にこたえることができる多数の優れた法曹の養成を図ることを目的とするものであり、司法修習生の修習についても、司法修習生の増加に実効的に対応することができるとする制度とすることが求められております。この法律案は、このような状況にかんがみ、新たな法曹養成制度の整備の一環として、司法修習生に対し給与を支給する制度に代えて、司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金を国が貸与する制度を導入することを目的とするものであります。

以下、法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、司法修習生に対し給与を支給する制度を廃止し、これに代えて、最高裁判所が、司法修習生に対し、その申請により、無利息で、司法修習生がその修習に専念することを確保するための修習資金を貸与するものとしております。

第二に、修習資金の額及び返還の期限は、最高裁判所の定めるところによるものとしております。

第三に、修習資金の貸与を受けた者につき、災害、傷病その他やむを得ない理由により修習資金を返還することが困難となった場合における返還の期限の猶予、及び死亡又は精神若しくは身体の障害により修習資金を返還することができなくなった場合における返還の免除について、所要の規定を設けております。

第四に、以上のほか、修習資金の貸与及び返還に関し必要な事項は、最高裁判所が定めるものとしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上がこの法律案の趣旨であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(渡辺孝男君) 次に、衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員田村憲久君から説明を聴取いたします。衆議院議員田村憲久君。

○衆議院議員(田村憲久君) ただいま議題となりました法律案に対する衆議院における修正部分について、提出者を代表して、その趣旨を御説明いたします。

修正部分の趣旨は、本法律案の目的が従来の司法修習生への給費制を貸与制に移行しようとするものであることから、十分な周知期間が必要であるのに、施行期日が平成十八年十一月一日では周知期間が短過ぎるので延長すべきであるという点にあります。

本法律案では、施行期日は平成十八年十一月一

日としておりますが、法科大学院がスタートしたのは本年四月であり、第一期の法科大学院生が入学した時点でまだ貸与制への移行やその時期が決まっていなかったもので、第一期の法科大学院生に対して貸与制への移行の理解を得るには周知期間が短過ぎると考えます。

そこで、十分な周知期間を確保するとともに、第一期の法科大学院生に対し給費制の下での修習を受ける機会を確保するとの観点から、施行期日を遅らせることとし、平成二十二年ころには司法試験の合格者数の年間三千人達成を目指すこととされていることにもかんがみ、施行期日を平成二十二年十一月一日に改めたものであります。

以上が本法律案に対する衆議院における修正部分の趣旨であります。
何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。
○委員長(渡辺孝男君) これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○鶴保庸介君 自民党の鶴保庸介でございます。南野大臣始め多くの方々の御努力を得て、今日こうして裁判所法の質疑、そしてまた採決をさせていただきましたので、テンポよくお答えをいただきたいと思っております。できるだけ時間を短くさせていただきたいと思っております。

まず、法案に入る前に質問をさせていただいたことが一つございまして、新しい法曹養成制度についてであります。

この法案を質問を作成する段階でいろいろと考えておりますと、どうしてもこの制度そのものあり方について考えなければいけないということとを思い至りました。

司法試験、新しい司法試験制度、一体どのような司法試験制度になるのか、また、法科大学院の学生を始め、社会的な関心も高いところでございます。新司法試験の実施は平成十八年、再来年です、からだということでありませうけれども、具体的な試験問題の例題を公表するとか、法科大学院

院の学生を対象に事前に模擬試験を実施するなどして、新司法試験について十分に周知する必要があると考えますが、法務省としてはいかに考えていらっしゃるのか、お答えをお願いしたいと思います。

○政府参考人(寺田逸郎君) 今お尋ねの中でありますとおおり、新しい司法試験は法科大学院という新しい法曹養成の中核を成す機関での教育及び司法修習との連携の下に行われるという理念が示されているところであります。したがって、その内容も、当然のことながら法科大学院の教育内容を踏まえたものとするというところで作成することが期待されているわけでありまして、

現に、これまでの司法試験に比べまして、相当新しい試験になるということが予想されておりまして、私どもも、それについてどのような試験内容になるかということを実際に試験が行われる前における程度情報提供をしていかなきゃならないという考えでございまして、また、法科大学院の方からも、関係者の方々、教える立場の方々あるいは学生でおられる方々からもそのような要望が寄せられております。

そこで、司法試験委員会におきましては、まず第一に、その具体的な出題の内容につきまして、この法科大学院の教育内容を踏まえた検討を行った結果、今年の十一月十二日に基本科目であります公法系、民事系、刑事系科目、それぞれのサンプルとなりまして問題を公表するという措置をいたしました。現に、法務省のホームページ等でもこのことが示されております。選択科目のサンプル問題につきましては、十二月をめどに続けて公表するという予定でございます。また、来年の夏ごろに具体的にどういった試験を行うかについて、言わば模擬試験という形で新司法試験のプレテストを行うということを現在検討をいたしております。

何分にも新しい制度でございますので、できるだけ関係者の方々に周知していただくということが大事でございますので、これからもいろいろ準備を心掛けていきたいというふうに考えております。

○鶴保庸介君 お答えのとおり、受験生には不公平や混乱のないようにゆめゆめ御努力をいただきたいと思っております。

その司法試験を受かられた後、司法修習制度ということになるわけでありませうけれども、司法修習を受けることになるわけでありませうけれども、もう一つその前に、この修習制度というものをいろいろと見ておきますと、やはりその前段階、司法試験の前段階にありまして新しく導入されるであろうロースクールの制度と一体として考えるべきではないかというふうには愚考しております。ロースクールのあり方を一体として司法修習とどういう関係で構築していくか、この議論を避けて司法修習制度のあり方は議論できないと思っております。

その意味では、現在のロースクールを見て、これを成功しているかそうでないかという話、そういう率直な質問をさせていただくのはどうかと思っておりますけれども、この現在進められておりますロースクール制度、まだ始まったばかりでありますから、反省点もあればそれも含め、こういうふうにしたいた、こんなふうな意図にはまだまだこういう努力が必要であるという辺りをお聞かせいただければと思っております。

○政府参考人(寺田逸郎君) 先ほどもお話し申し上げたとおり、司法試験もそうでありますけれども、司法修習というものもいずれも法科大学院の教育というものを前提としてそれとの有機的連携の下に成り立つというのが今度の理念でございますので、当然のことながら私も現に法科大学院がどのように行われるかということは大変な関心を持って見ているわけでございます。

今お話のありましたとおり、今年の四月に開校したばかりでございますが、現在では全国六十八の法科大学院に合計五千七百六十七名の学生が入学したということを知っております。いろいろな機会に様々なレベルの方から現に法科大学院でどのような教育が行われているかについてお伺い

する機会があります。大変に熱心に教育が行われて、これまでとはかなり様変わりした教室での風景が見られるという意見が多いわけでございますが、私どもとして具体的にこれを評価するについては、第一に基本的な省庁としての責任が私どもにはございません。また、これについていろいろ論評するには、委員自身も先ほどお話しになりましたとおり、やまだ時期が早いのではないかなというふうにも思います。これから、いわゆる第三者評価、認証評価機関による評価というものも加えられていく、そこで次第にそういうものを背景にまたこれの評価というものが固まり、かつ反省点も出てきて、それについて改めるべきは改め、ということでも更に教育が改善されるということが期待されているわけでありませう。

そういう段階でございますので、私ども国会でも御承認いただきました法科大学院への検事等の派遣の仕組みに基づきまして、現在検察官を現場から派遣するというのをいたしておりますけれども、更にこれを充実させるためにできるだけそういった仕組み等も利用いたしまして、法科大学院の教育のレベルアップというものに貢献してまいりたいと、このように考えているわけでございます。

○鶴保庸介君 大変御努力をいただいている趣旨はよく分かります。ただ、お話を伺いしておりますと、ちょっと印象としてロースクールを所管する、学校ですから文部科学省に当たられるんだと思っておりますが、御遠慮されておられるかなという印象を受けました。法務省として一体どういう理念を持って当たっていくかという辺りを是非とも明確に打ち出した上で、文部科学省等とも密接な連携を取っていただきたいというふうに思います。

通告しておりませんが、一つだけその点で私気がなっておりますことを質問させていただきます。何といたしてもロースクールと、じゃ今までのような制度とどう違うのか。特に、受験生にとりまし

て、司法試験の予備校に行きまして司法試験に受かってしまふ、ろくろく、あまねくの広い知識を持ちながら、いわゆるリーガルマインドを育てることのないまま司法試験に技術屋さんとして受かってしまふ、それを是正するのがロースクールだという最初の眼目があったはずでありまして、その司法試験予備校とロースクール、ロースクールが司法試験予備校化しないための政策といえますか、そんなものがあればちよつとお伺いをしておきたいと思ひます。

○政府参考人(寺田逸郎君) これは先ほども評価のところでも申し上げましたとおり、私どもだけでいろいろ考えるべきというよりは、教育関係の責任を持っておられる文科省と連携をして十分にいろいろお話し合いをして今後進めていくべき事柄だと思ひますが、少なくとも現在まで拝見しているところでは、当初私どもがこの連携法を作り出した際にいろいろ御議論を国会でいただいた理念というものはかなり生かされているんじゃないかなというふうに思ひます。

法科大学院の授業そのものも相当考えさせる授業、今までの予備校と少し趣を異にする、知識というものの比重というものを少し下げて、やはり将来実務家として未知の問題にぶち当たったときにどう対処していくかということを念頭に置いた授業というのが行われているように伺っております。そのことは、先ほども申しました実務家教員というものがそれぞれの学校に派遣されているということも決して無関係ではないと思ひますし、またこれまでの学者先生も一方的な講義のやり方よりはこの連携法の理念に示されたところに従っていただいて、いろいろな形で授業の工夫をされているということが大きいんだろうというふうな理解をいたしております。

今後とも、このような教育機関と私どもとの連携ということは非常に重要でございますので、それは一方では、例えば先ほど申し上げましたようにどういう司法試験を現に出すかということも大きなポイントでございますので、試験の内容を考

えるに当たつても考えますが、同時に委員の御指摘になられた総合的な、例えば現場にどういう教員を派遣するかということを含めて様々な面で努力をしまひたいというふうな考えをしております。

○鶴保庸介君 分かりました。技術的にもいろいろな工夫があると思ひますので、御努力をいただきたいと思ひます。

さて、その新しい司法修習、新しいと言つていいのかどうか分かりませんが、司法修習制度でございますが、この修習期間を一年に短縮して行うというところでございます。新しい司法修習の理念や基本的な考え方をお聞きをしたいわけでありませんが、そもそも私の問題意識としては、先ほどのロースクールの話にもありましたとおり、ロースクールの学生さん、ロースクールに入られる学生さんにはあまねくリーガルマインドを養成するための教育、未知なるものにぶち当たったときに、先ほどのお言葉をおかりすれば、未知なるものにぶち当たったときにどうするかを考えさせることのできる能力を養成するため。とするならば、そのロースクールを経て司法修習制度に入った受験生には一体どういうものを期待をするかということがやっぱり問題になってくるわけでありまして、その辺りをちよつとお聞かせをいただければと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(山崎敏充君) ただいまもお話に出ておりますが、新しい法曹養成制度、これは法科大学院の教育、司法試験、それから司法修習、この三つの有機的連携の下に行われるということになっておりまして、その中核に位置付けられております法科大学院におきましては、法律実務家としての基礎的な素養を涵養するために実務を視野に入れた法理論教育が行われることとされたわけでございます。そうしたことから、委員おっしゃられたとおり、期間が一年ということになっていくわけでございます。

ところで、この一年の司法修習、新しい司法修習につきましましては、最高裁判所の方で司法修習委

員会という委員会を立ち上げました。法曹三者のほか、法科大学院教授を含めました有識者にも御参加いただいております。そこで基本方針について検討をお願いいたしましたところでございますが、本年七月に議論の取りまとめが行われまして、御提出いただいたところでございます。そこで、その取りまとめでどういふことが言われているかということをお紹介したいんですが、まず、法科大学院における教育及び法曹資格取得後の継続教育との有機的な連携と役割分担を図ることが不可欠であるということが一つございます。

それから、先ほど委員が御指摘になられた点に關係すると思うんですが、幅広い法曹の活動に共通して必要とされる法的問題解決のための基本的な実務的知識・技法、それとともに法曹としての思考方法、倫理観、心構え、見識等、こういったものを養成すること。これを標榜的にまとめると、法曹としての基本的なスキルとマインドと、こういう表現も出てまいりますが、そういったものの養成に焦点を絞つた教育を行うということが提言されているわけでございます。

さらに、新しい司法修習の課程ということで申し上げますと、現在でも行つておるわけですが、実務家の個別的指導に基づきまして法律実務を実験するという、そういう実務修習を中核とする、そういう一つ、一方で体系的、汎用的な実務教育としての司法研修所における集合修習を有機的に連携させるといったこと、それから、法科大学院におきまして既に実務を意識した教育が行われているということも前提といたしまして、修習は実務修習から開始いたしました。その後、集合修習を実施するのが適当であるといったこと。

さらに、実務修習の中身といたしましては、分野別実務修習というのがございまして、これは民事裁判、刑事裁判、検察、弁護という、こういう分野別に実務修習を行うことを基本としつつ、しかも、多様化する社会ニーズに対応できる法曹を養成するといった観点から、司法修習生の自主性を生かした多様な実務修習、実務経験の修得を図

る選択型実務修習、こういったものを組み合わせるべきであると、こういう提言がなされているわけでございます。

最高裁判所といたしましては、司法修習委員会の、ただいま御紹介いたしましたこういった提言を受けまして、新しい修習の実施に向けて、具体的内容について検討を進めてまいりたいと思ひているところでございます。

○鶴保庸介君 丁寧な御答弁、ありがとうございます。

大体総じて、今のお話を伺ひして総括いたしますと、要約すると、よりロースクールのときよりも実務にシフトした修習を行うんだということだろうというふうに思ひますが、世界的に見ても、ロースクールがあつて、そしてまた司法試験に受かられた後、また司法修習があるという制度というのは世界的に見ても珍しい制度だというふうな印象をいたしております。

司法修習が、先ほども言われますとおり、実務型の修習、実務型を重視をされるということでありますならば、いわゆる、もうどんどんどんどん専門化する司法の実態に照らしまして、それぞれの修習生の望む進路、あるいは望むカリキュラムに即した、望む進路やそれから望む志向ですね、に即したカリキュラムを組んであげるべきではないか。

よく、これはもう私の、私事で大変恐縮なんですけれども、同級生などで弁護士になられた方がおられて、よく言うのは、修習をしてきた、修習を出てきたばかりの弁護士、いそ弁と言うんですかね、という人たちは実務的にはもう使い物にならないと、言葉は悪いですけども、いつか悪口を言うような状況もあるように聞いております。

もつともっと実務にシフトをするべきではないかということをお考えですが、いかがでしょうか。○最高裁判所長官代理者(山崎敏充君) 先ほど御紹介いたしました司法修習委員会の取りまとめで、法曹としての基本的なスキルとマインドを養

成すべきだという、こういう基本的な考え方が示されておりますのは、一つは、修習期間が一年に短くなったところで、充実した修習を行うためにこういった工夫が必要であるということであろうと思っておりますが、同時に、これも先ほど御紹介いたしました、多様な実務経験の修得を図る選択型実務修習を組み合わせてはどうかという、こういう提言がございます。これは、修習生各自がそれぞれの実情に応じて主体的にメニューを選択、設計していくという、そういう考え方でございまして、その結果として分野別実務修習の成果の深化と補完を図るといふ、そういうことを目的としているわけでございます。

○鶴保庸介君 そういった修習生といいますが、司法、弁護士だけではありませんが、法曹の卵とされる方々の質の確保のためにロースクール制度と一体になって制度設計をしていかれてほしいというふうにお願いをしておきます。

先ほど、ちよつと話が長くなりますが、先ほど専門化すると申しましたのも、私の問題意識の中に、専門化し過ぎて、弁護士にはなつたけれども一回も裁判所に行ったこともないという弁護士も結構いらつしやるんですね。渉外の事務所などですつと働いておられる方々などは多分そうだろうと思ひます。

これは、いい悪いは別にしまして、そういった修習生、そういった弁護士と同じようにその司法修習で同じ机を並べて勉強させなきゃいけないのかという辺りは恐らく議論をしなければいけないだろうと私は思ひます。そういったこともまた、いろんな面、いろんな場面で工夫をいただきたいと思ひます。

それでは、法案について質問をさせていただきます。

を貸与制に切り替えるものでありますが、この給費制は戦後の司法修習制度の創設と同時に採用されたものということでございます。まず冒頭、この給費制、ごめんなさい、貸与制、給費制が採用された理由ですね、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○政府参考人(山崎潮君) まず、御質問にお答えをする前に、若干御礼のあいさつをさせていただきます。昨日をもちまして、司法制度改革推進本部、三年間の期限を終えました。役割を終えたわけでございます。やや手前みそではございますけれども、歴史的な役割を終えたというふうには理解をしております。これも、この法務委員会の皆様方、また関係の各位の温かい御支援と御指導のたまものと感謝を申し上げております。一定の成果は上げられたらうというふうには思っております。

この三年間、始まる前は、極めて長くなる地獄の三年だろうというふうには私は思つて入りました。地獄は確かでございますけれども、終わつてみれば、三年というのはあつたという間だったという気がいたします。その間、本当に有意義な三年でございました。それから、更に言えば、本当にスリルのあつた三年間だといふふうに思っております。人生の本当に貴重な経験として、これから、こういう経験を他の分野にも生かしていきたいというふうには考えております。

なお、改革は終わったわけではございません。これからなおその中身を詰めていかなければならないということになるわけでございますので、引き続き、委員の皆様方には温かい御支援、御指導をお願いしたいと思います。私の後に優秀な後輩がおりますのでしっかりと頑張ると思ひますので、よろしくお願ひをしたいと思います。どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの御質問についてお答え申し上げます。

法曹として活動するのに必要な一定水準の能力

等を修得するために、国は国費をもつて修習というものをやっているわけでございます。したがって、修習生はやはり修習に専念する義務、これを負ひまして、それから兼職とか兼業、これが原則として禁止されているわけでございます。

給費制は、その法曹の職務の重要性にかんがみまして、司法修習生が生活の基盤を確保して修習に専念することができるようにして、その修習の実効性を確保するための一つの方策として採用されたものと理解をしております。

○鶴保庸介君 それでは、その給費制を今回、貸与制に切り替える理由は何でしょうか、手短かにお願いいたします。

○政府参考人(山崎潮君) これは、新しい法曹養成制度といたしまして三千人体制を作り上げていくということでございます。

質を落とさないで量を増やしていく、そのためにどうするかということで、新しい司法、法曹養成制度として法科大学院、それから新司法試験、新修習、こういうプロセスで教育をしていこうと、こういう計画をしたわけでございます。

順次これができていくわけですが、法科大学院、これ一つ取つても大変費用が掛かるわけでございます。現実には相当の予算措置をしていただいております。それ以外にも裁判員制度あるいは司法ネット、こういうものについてもそれ相應の費用が掛かっていくと。これを、すべて国民の負担になるわけでございます。税金でお願いをするわけでございます。

したがって、その国民の理解を得なければならぬと、そういう観点からやはり合理化できるものは合理化して必要なものはお願ひをすること、こういうことを考えざるを得ないということでございます。そういう観点からこの司法修習生の給費というものは、戦後に導入されましたけれども、現在の時代においてなおこれが維持できるかどうかという点については、国民の方々の反応はかかなり厳しいという状況でございます。やむなくこの制度は断念をせざるを得ないと、こうい

うことになつたわけでございます。

○鶴保庸介君 給費制を貸与制に切り替える最大の議論の一つに、司法試験というものは老若男女を問はず、また貧富の差を問はず、あまねく同じ資格で受けられ、そしてその法曹となるべき人たちが志一つでできるということがあつたと思ひます。それを貸与制にすることによって、また、貸与ということですから、いざればお返しをしなければならぬ、経済的負担をしていただかなきゃいかぬということになるにはちよつと問題があるんじゃないかという議論はあるように思ひます。

そこで、聞いておりますと、弁護士にあるいは法曹関係者になつた以上、借りたものはほぼ間違いなく返せるんだということがこの法案の前提にあるように思ひますが、一方で、先ほど言われましたとおり、弁護士の数を増やし、それからその増やすことによる一人当たりの弁護士報酬ですね、等々がやはり減つてくる。また、弁護士報酬もどんどんどんどん自由化をしていかなきゃいかぬと、報酬規程の撤廃などを進めておるやに聞いておりますので、この二律背反する状況をどう説明されるか、お伺いをいたしたいと思ひます。

○政府参考人(山崎潮君) 確かにこれから法曹人口が増えていくわけでございますけれども、これは、今ある状態で増えていくということを考えればそのとおりでございますけれども、社会にはまだまだ法的な需要がかなりあるはずでございます。こういうものをもつともつと掘り起こしていく必要がある。それから、法律家が大量に生まれても、必ずしもその弁護士、裁判官ではなくて、会社の関係でやつてみたり、あるいは公務員でやつてみたりと様々なところで活躍してほしいということでございますので、そういう流れからいって、大量に人が増えるからといって非常に職業的に厳しくなるという状況ではないだろうというふうな考えをしております。

それから、報酬の件は、確かに昨年の通常国会で弁護士法の改正によりまして会則でその報酬を

定めてはならないということになりました。しかしながら、そのことよって、じゃ大幅にその報酬体系が動いているかという、そうではないという実態でございます。そういう点からと、それから返済については、かなり猶予期間あるいはその返済の年限、こういうことで配慮をしておりますので、無理なく返していただけるのではないかと、いうふうなことを考えております。

○鶴保庸介君 無理なく返すということですが、逆に、司法修習生の給費制度については、他の資格制度と比較しても法曹になる者を優遇しているという批判も実はあるわけでありまして。他の資格制度では養成段階にある者に国が給与を支給している例はあるのでしょうか。

そしてまた、あわせて、この貸与制、今回の貸与制では修習資金の貸与を受けるための資格、資力要件ですね、は課されておらずで、司法修習生は貸与を申請すれば貸与を受けられるという制度になっております。無利息で貸与をするということでありまして、司法修習生をこれでは優遇し過ぎていっているのではないかということについてどうお答えをされるか。

特に、この専念をされるその修習の時代、修習の時期は、司法修習に専念をしていただくということがその裏腹、権利と義務のその義務の部分にあるわけでありまして、その専念義務というものが大きな問題になってくると思えます。衆議院の方の議論などを聞いておきますと、ただ注意をする、余り専念義務に違反することがあれば注意を受けるだけ、注意をすることがあれば注意をしておられるようでありまして、果たして注意するだけでありましょうか。

また、途中、弁護士会などから、弁護士になつた後ですね、退会をされた、されたというか、させられたような場合、どうやってこの優遇した措置を、優遇してその貸与を受けたその貸与分を、まあ取り返すと言った言葉は悪いですが、けれども、求償していくのか。この辺りについても、技術的なことではありますが、考えなければいけない

問題だろうと思えます。時間がありませんので一遍になりましたけれども、併せてお答えをいただきたいと思えます。

○政府参考人(山崎潮君) 他の制度で、無利息で貸与してその資格要件を設けていないというものにしましては、矯正医官修習資金貸与制度と、それから自衛隊法によります学資金貸与制度と、それから公衆衛生修習資金貸与制度という三つの例がございます、これはいずれも無利息で、その要件、貸与要件ですね、これを課していないということでございます。

今度、私どものこの今、制度でございますけれども、これについて資格要件を設けず無利息でということでございますけれども、特に資格要件を設けないということは、資格要件を設けると、そこで、その資力のあるなしで、その認定が入るわけでございます、そうなりますと、本当に安心して修習をしていただけるかどうかという点で、やっぱり腰が据わらない修習になるおそれがあると。やはり腰を据えてきちっとした修習をしていただきたいというそういう理念から、その貸与の要件、これについては設けないということにしたわけでございます。それから、将来的にはみんな公的な業務を担っていただくわけでございます。そういう関係で、ここで一生懸命磨いてほしいという思いを込めまして利息も付さないということでも考えているわけでございます。

それから、返還できなかつた場合どうするかというところでございますけれども、これについては最終的に、いろいろ催告等をいたしましてどうしても払ってくれないということになれば、国の方にお断りをいたしまして訴訟を起こすということになるかと思えます。それによって、強制執行しても取れないという場合も、それはあり得る話でございます。これはどういう場合にも生じてくる問題でございますので、そこところはやむを得ないものというふうな理解をしております。

これ以外にも、途中で病気をされたり亡くなられたりという方々に対しても返還の免除をしたり

猶予をしたりと、こういうことの問題も生じてくるわけでございます。

○鶴保庸介君 先の先まで考えていただきたいと思えますし、これからのいろんなことが出てきた段階で、その都度その都度見直しなりなんなりも含めて考えていただきたいと思えます。それでは、今回の貸与制移行について、先ほど来からお話をしておりますと、優遇しているんじゃないかと、批判しているんじゃないかと、いろいろと、優遇されているんじゃないかと、あるいは弁護士にきついんじゃないかと、か、あるいは弁護士にきついんじゃないかと、両方のサイドからの批判はあるわけでありまして、両方のサイドからの批判があるわけでありまして、貸与制に移行すると、これが給費制によって担保されていたのが貸与制に移行されま

す、弁護士が金もうけ主義になるといような声もちらほら散見されます。そもそも弁護士は、法曹、弁護士も含め法曹は社会や国民のために職務を行う者であり、給費をもらわなければ公益性を確保できないというのは余りにも志が低いじゃないかということを考えるわけでありまして、弁護士の公益性は給費制によって担保されるものではないと考えますが、もう当然そうだろうと思えますけれども、その辺の辺りについて決意を込めてお伺いをいたしたいと思います。

○政府参考人(山崎潮君) 確かに御指摘のとおり、その弁護士の公益性、これは職務から出てくるものでございまして、給費から出てくるものではないと思えます。したがって、どういう状態であつてもやはり弁護士さんのその公的な業務についてはきちっと果たしていただいて、国のためあるいは社会のために活動をしていただきたいというふうな思っております。

今回の点について、貸与制にいたしますけれども、据置期間を置いて、十年年賦でございますので、年間三十万円程度ということになるわけでございます。月二万五千円という単位でございます。したがって、これが弁護士の活動に大きな足かせになるといことにはならないだろうと我々

は理解をしております。

○鶴保庸介君 頑張っていたかと思いたす。それでは、最後に大臣にお伺いをいたします。新しい法曹養成制度、これまでもこの委員会での制度そのものについての議論たくさんあつたわけでありまして、いよいよ本年四月に法科大学院がスタートして、新司法試験あるいは新司法修習の具体的スタートが始まったわけでありまして、その具体的内容の検討はこれからでありまして、国民のニーズにこたえることのできる質、量ともに豊かな法曹を得るという法曹養成制度改革の理念が現実のものになるよう、引き続き関係機関が積極的に取り組む必要があると思えます。

先ほど来お話をさせていただいておりますとおり、司法修習制度を考える上で、ロースクールも考えなきゃいかぬ、また、司法修習制度の実態を見るといろいろな問題はまだまだあるように思えます。そして、そのことを、問題を考えるだけではなくて、また役所の中で議論をするだけではなくて、あまねく多くの方々、それは弁護士、法曹に現に携わっている方々のみならず、多くの一般国民の方々と理解を深める機会を持たなければならぬと、そういう今大臣は大切な立場にあるわけでありまして、この法曹養成に関する今後の取組に向けた法務大臣の決意をお聞きをして、最後の質問とさせていただきます。

○国務大臣(南野知恵子君) お答え申し上げます。先生おっしゃってられますように、質、量ともに豊かな法曹を養成することは、今回の司法制度改革の中でも極めて重要なことと考えております。法科大学院におけます教育、司法試験、司法修習を連携させたプロセスとしての新たな法曹養成制度はこの実現のために整備されたものでございます。

法務省といたしましては、今後、この新たな法曹養成制度が魅力ある充実した制度となりますよう、関係省庁等と連携を図りながら最大限の努力

をしてまいる予定でございます。ありがとうございます。
○鶴保庸介君 ありがとうございます。
○千葉景子君 民主党・新緑風会の千葉景子でございます。

今日は、少し感慨深いところもございますので、少しいろいろなことを振り返りながら、総括的には後ほど江田同僚議員からも御質問があるかと思ひますが、少しこの間の司法制度改革について振り返りながら御質問をさせていただきたいというふうに思っております。

先ほど、昨日まで司法制度改革推進委員会事務局長で、今日になりましたら内閣官房内閣審議官という、何か不思議なもんだなという、そんな気分がいたしますけれども、山崎さんから丁寧な御礼も含めて感想がございました。多分、率直な本当にお気持ちを吐露いただいたものではないかというふうに思っております。

私も、この司法制度改革につきましては、縁あってといましようか、一貫して議論に加わらせていただけてきたということもあり、長い道のりだったな、しかしこれからは山や本谷が谷があつたりするのではないかと感じるところでございます。

この司法制度改革については、ちょうど改革推進本部の事務局からパンフレットをいただきましたし、まあ本当にこれこれあれこれ、たくさん本場に取組んだもんだな。私も、しばらく昔、実務の場にいるときを考えると、これから数年先の訴訟の場等を考えると、まあ本場に様変わりでもともども、実務に戻るようなことがあつたら浦島太郎のような、そういうことになってしまうのではないかなと、そんな感じもいたしております。

ちょうどこのパンフレットで「あゆみ」というところを振り返ってみますと、平成十一年の七月に司法制度改革審議会、これが内閣に設置され、そこからずうっと審議会での議論があり、私も何かあると、司法制度改革のバイブルとまで言うところとちよつと大げさかもしれませんが、この司

法制度改革審議会の意見書、これにやつぱり立ち返りながらいろんな制度の仕組みやあるいはこれからの進め方を考えていくことが大事なんだろうと。ここに立ち返りながらこの間の議論もさせていただいてまいりました。

そこから、言わば昨日が一つの区切りなんだろうかというふうに思ひますけれども、ちょうどその直後の今日がまたこの法務委員会の一区切りの審議ということになるのかなと、そんな感じがいたします。余りつべこべつべこべ、こんなことばかり言っていてはしようがないですけれども。

ただ、私はこの間の司法制度改革の、ここまでいろんな紆余曲折もあり、それから満足できるところ、まだまだ満足できない部分、あるいは意見も多様だと思ひます、評価の意見、それから、いやいやこれは問題があるんだという意見もまだあると思ひますし、いろんなことがあるにしても、私はこの司法制度改革がいろいろな制度化、法案化されて今日まで来たというの、こう言うところとちよつと口幅つたいですけども、この間、私も民主党あるいは野党などがこれについてはかなり率先して、あるいはリーダーシップがある意味では取らせていただけてきたということも、ここまで司法制度改革を進めてきた私は大きな要因でもあつたかと自負をしております。

ただ、それはそれだけではありませんが、それを与党の皆さんも十分に受け止めながら、これを成し遂げるにはもう本場に党利党略あるいは与野党の対立ということでは進んでいかないと、ことをわきまえていただけて、ともに議論を活発に行つてきたということが大変大きかつたと思ひますし、弁護士会あるいは多くの関係団体やそして市民の皆さん、そういう皆さんの本場に真摯な参加、議論、こういうことがもう本場に積み重なれば、あつたればこそ、ここまで来たものだというふうに感じております。

そういう意味で、本場に山崎さんにもある意味で本当にお疲れさまでしたと申し上げたいような

気持ちです。それから、代々いろいろと事務方を支えていただいた皆さんもいるかと思ひます。ただ、私は、そういうことを考え合わせるにつけ、一つだけ大変残念に思うことがございます。それは、やつぱりこういう節目の時期、そして推進本部も解散になつたというときに、やつぱりその本部長であつたのは総理大臣でございます。この間、やつぱり改革を掲げて、そしてこの司法制度改革もその大きな柱だと言つて進めてこられた小泉総理におかれましては、ここまで委員会にもいろいろの意味で協力いただいた、あるいは多くの国民の皆さんに対してもこの改革にいろいろな形で参加をいただいたと。それについて、まあ御礼の言葉とは申し上げませんが、やつぱりそれを総括をいただくようなお言葉やあるいはお考えをこの委員会を通じて発していただきたかった、あるいはそういう姿勢をお見せいただきたかつたなという、そんな気がいたします。

残念ながら、この国会では法務委員会に出席をいただけるという状況には結局はなかつたようでございます。けれども、これだけ多くの皆さんがやつぱり努力をしてきたということに改めて総理にも、本部長としての総理にも御認識をいただきたいし、是非、大臣からもその旨を総理にしっかりとお伝えいただきたい。私のこれは意見でございますので、是非よろしくお願ひをしたいと思います。
さて、こういう司法制度改革の、言わば今度の裁判所法の改正というのが、おおよそこれで法律の改正としては大体最後になるのかなというふうに感じております。

そこで、この裁判所法の改正にかかわりながら若干質問をさせていただきたいというふうに思ひますが、司法制度改革の三本の柱の一つに、法曹の養成といましようか、司法を支える法曹の育成あるいはその改革というのがございます。この司法修習とかも、その言わば大きな三本柱の中に入る課題だといふふうに思っております。

この点、司法制度改革の中でのこの法曹養成制度の重要性、そしてその中に位置付けられている法科大学院のこれからの行く末の重要性、こういうところについて、大臣として、なかなかこの間はずつと司法制度改革の議論にお加わりいただく機会少のうございましたけれども、この辺りをも一度御認識をいただけて、これからの大臣としてのリーダーシップを取つていただくことが必要だと思ひますが、まずその認識についてお聞かせをいただきたいと思います。

○国務大臣(南野知憲子君) 千葉先生の思ひ入れの強さということにつきましては、また総理にお会いしたとき、是非お伝えしておきたいというふうに思っております。
さらに、その、専門性の持っているいわゆる教育というのが、いろいろな専門教育がござい

的な部分ですね、その中で大きな柱が、法曹人口を拡大させる、そして法曹養成制度の改革というところでございまして、この法曹養成制度の改革、この理念というのは、先ほど申し上げました司法制度改革審議会の意見書、これに立ち返つて考えますと、司法試験という点のみによる選抜ではなくして、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させたプロセスとしての法曹養成制度を新たに整備をする。そこに、本場に幅広い社会経験、あるいは専門性をいろいろな形で持つた皆さんが法曹としての担い手として加わつていただくという道を開いていく。こういうことがこの新しい法曹養成制度の大きな理念であり使命であらうというふうに思っております。

そして、その中のまた中核ともいふべき新しい制度が法科大学院ということに位置付けられております。そういう意味では、司法制度改革の中でも、この法科大学院教育ということがある意味では軸にした法曹養成制度というのは、非常にこれからの役割、大変重要なものがあると思ひます。この理念を十分に念頭に置きながら制度設計やあるいは運用をしていかなければいけないというふうに思ひます。

この点、司法制度改革の中でのこの法曹養成制度の重要性、そしてその中に位置付けられている法科大学院のこれからの行く末の重要性、こういうところについて、大臣として、なかなかこの間はずつと司法制度改革の議論にお加わりいただく機会少のうございましたけれども、この辺りをも一度御認識をいただけて、これからの大臣としてのリーダーシップを取つていただくことが必要だと思ひますが、まずその認識についてお聞かせをいただきたいと思います。

○国務大臣(南野知憲子君) 千葉先生の思ひ入れの強さということにつきましては、また総理にお会いしたとき、是非お伝えしておきたいというふうに思っております。
さらに、その、専門性の持っているいわゆる教育というのが、いろいろな専門教育がござい

たに整備をする。そこに、本場に幅広い社会経験、あるいは専門性をいろいろな形で持つた皆さんが法曹としての担い手として加わつていただくという道を開いていく。こういうことがこの新しい法曹養成制度の大きな理念であり使命であらうというふうに思っております。
そして、その中のまた中核ともいふべき新しい制度が法科大学院ということに位置付けられております。そういう意味では、司法制度改革の中でも、この法科大学院教育ということがある意味では軸にした法曹養成制度というのは、非常にこれからの役割、大変重要なものがあると思ひます。この理念を十分に念頭に置きながら制度設計やあるいは運用をしていかなければいけないというふうに思ひます。

ます。そのいろいろな専門教育との関連もしっかりと勉強させていただきながら、この司法ということも私も学ばせていただいてまいりました。

そういう観点からは、千葉先生思っておられるように、御指摘のとおり、新しい法曹養成制度というものにつきましては、国民にこたえることができる質、量ともに豊かな法曹を養成するためということが大きなポイントでございます。法科大学院を中核的な教育機関といたしまして、これは司法修習等実地の研修、そういったものをしつかりとそれに包含しながらいくわけでございますが、法科大学院の教育と司法試験、司法修習とを連携させたプロセスとしての養成制度を整備しようとするものであると思っておりますし、これをいい方向に進めていきたいというふうに思っております。

○千葉景子君 ありがとうございます。
ここがしっかりとしておりますと、本来の理念がだんだんだんだどこか飛んでいってしまふ、ゆがんでしまうということになります。この法科大学院につきましては、法務省のみならず、ここをある意味で管轄をするということになります。文部科学省の方でもここをやつぱりわきままえていただいて、そして十分に横の連携も図りながら、この内容の発展に向けて努力をいただきたいというふうに思っております。

先ほど、鶴保護議員の質問でも、何か法務省が遠慮をしているのではないかという話がありましたけれども、どちらが遠慮をするということではなくて、両方そこがないようにということだと思えますが、文科省の方は、この法曹教育、法曹養成について、法科大学院を中心にしてどのように認識をなさっているか、文科省の方の御認識を承りたいと思います。

○政府参考人(徳永保君) お答え申し上げます。
私もといたしまして、司法制度改革、これは内閣を挙げた改革でございます。その一翼を担う法科大学院というのが法曹養成の中核機関であるということは十分認識をしております。

文部科学省といたしまして、十分法務省とこれまで連携を取りまして、様々法科大学院制度の制度設計に当たってきただけでございます。そういう中では、法科大学院の教育課程、そういったことにつきましても様々司法制度改革審議会の意見を踏まえております。あるいはまた、先ほどの議論にもありましたが、その教員につきましても実務家の登用ということで、大変法務省の御協力も得まして様々実務家の教員を登用しているわけでございます。

さらに、文部省といたしまして、この法科大学院というものが今後更に発展をいたしますよう、それにつきましても、様々私学助成の面、あるいはまた育英奨学の面、さらにまた法科大学院の形成支援プログラムという形で財政支援もしております。私どもといたしまして、法科大学院というものが、司法制度改革というもののうちのその趣旨に沿った形で今後とも発展していきますよう、あるいはまた国民、そしてまた広く関係者の期待にこたえますことができるよう努力をしていきたいと思っております。

○千葉景子君 是非、それぞれ認識をきちっと持っていたら、連携を取って、この法曹養成制度の発展に努力をいただきたいと思っておりますが、どうも、本当にじゃそういう方向に進んでいくかなというところについては、若干私も懸念を感じているところがございます。
実は、もうこの間、大臣にも大変混乱が起きているよという話を申し上げましたけれども、こういう法科大学院、そして司法試験があり、司法修習があつて法曹が誕生していく。こういうことを考えますときに、それを発展させるためにこの法科大学院が設立をされ、そして新しい司法試験ということになるわけですが、そのときの司法試験の合格者数につきましては七割、八割、この数字はなかなか難しいんですけども、かなりの法科大学院を卒業した者が司法試験に合格をし、そして次の司法修習という段階に行つて、この流れで、プロセスで法曹ができるということが

およその制度設計として言われてまいりました。これが、どうもちよつと今何か変な格好になつてしまつていのではないかとこのように思っています。これは多分、思つた以上に法科大学院の設立、意欲のある法科大学院というのが出てきて、そしてたくさん法科大学院ができて入学をした人数も多くなつたということも一方ではあるのかもしれませんが、たくさんそれを目指す人が、優秀な人が出てくるというのは喜ばしいことですから、そのうだつたらば、司法試験の合格者も、逆に言えば、まあ考えていたより増えたねと、これで私は素直にいいのではないかとこのように思ふんですけれども。

どうもそうではなくして、今度は、反面、二〇一〇年、平成二十二年で司法試験の合格者を、法曹人口を三千人ぐらいにしようという、これは、これまで余りにも少ないんで三千人ぐらいまでには何とか増やそうねと、こういう話がありました。これは別に、上限をこままで以上に増やしちゃいけないということではなかったはずなんですけれども、入口は増えちゃつた、出口の方は、何か三千人というのがあるということで、何となく、せつかく法科大学院、司法試験そして司法修習という、こういう流れを育てていくということなんですけれども、その三千人の上限をどうも念頭に置いたせいなのか、この合格者数を抑制しよう抑制しようという、どうも今動き、状況があるやに聞いております。

こうなつてきますと、せつかく、社会人として仕事をしている、でも自分は法曹としてやつぱり社会の正義を、法の支配を自分も担つていく、そこに専門性も加えて頑張つていく、こういう人たちが、なかなか、いや、お金掛けてロースクールに入った、お金を、借金をしてですね、それで司法試験を受けたら、いや、ほとんどがおつこつちゃうんだということになりますと、なかなか入学者も少なくなつてくる。あるいは、ゆつくりロースクールで十分にプロフェッショナルとしての多角的な教育をしようと思つても、また司法試験を受

けるための何か受験勉強をしなきゃいけないような、そういうことになつたのでは、この改革の意味というのは損なわれてしまふのではないかとこのように思っております。
そういう意味で、この問題については十分に、先ほど大臣からも、そして文科省の方からもその法曹養成の理念、これについては御認識を聞かせていただきました。こういう認識の下に、この司法試験の実施方あるいは運用などを図つていただく必要があるのではないかと申し上げますけれども、その点について、入口の方を持つていく文科省もどう考えておられるのかな、それから出口ということではないんですけれども、仕上げの方をする、これは司法修習をやる側あるいはこの制度設計に当たつた法務省と、どういふふうな今の事態を受け止め、そして今後の対応をどうされようとしているのか、お聞かせいただきたいと思つております。

○政府参考人(徳永保君) お答え申し上げます。
各法科大学院では、その法科大学院制度創設の趣旨の通りまして、現在様々、先ほど言いましたように、実務家教員を参画をさせ、そして少人数教育を基本として、あるいはケーススタディー、現地調査、そういう新しい従来のない双方向型の教育といったことを行いまして、そういったことを通じて法理論と実務の架橋というのを目指しているわけでございます。
そういう中で、当然それぞれの大学では学生を司法試験に合格させて法曹に送り出したいということでは一生懸命努力をしておりますし、私ども、そういうことについては財政的に支援を行っているところでございます。

司法試験ということにつきましては、先ほど先生御指摘の司法制度改革審議会の意見書の中にも、新しい司法試験自体もこのような法科大学院の教育内容を踏まえたものに切り替えられると、そういうふうな私どもも承知をしておりますし、あるいはまた、司法試験の合格者数といったその設定の在り方についても、現在、法務省の司法試験委員会検討中ということでございます。

文部科学省といたしましては、去る十月二十九日に、法科大学院協会の方でそういった司法試験の在り方等につきまして要望等を公表したところでございます。是非、そういう法科大学院協会等の要望も踏まえまして、司法試験委員会の方から適切な方針が示されることを期待しているところでございます。

○政府参考人(寺田逸郎君) まず、現状を申し上げますと、この秋から、最終的に司法試験の合格者を決める権限を持つております司法試験委員会は、この点についての議論をスタートをさせました。ただ、残念なことに、一部報道機関でその議論について必ずしも正確でない報道がされましたので、多少といいますが、かなり混乱が生じたことと大変残念に思っているわけでございますけれども、事実は、衆議院の繰り返しになりますけれども、政府として、現在どういう考えの下にどういう数字としてのプランを持つていかかというところはございません。司法試験委員会自体で、様々なシミュレーションの資料を基に御議論をされていくところであります。

これまで、議論の土台になりますのは、当然のことながら、司法制度改革審議会以来の様々な議論でありまして、特に司法制度改革審議会が告示しになりました案に基づきまして政府の推進計画に使われてまいりました、平成二十二年ころ三千人程度というのが一番の総枠であると。これに、さらに、司法制度改革の推進本部の法曹養成検討会での点についても御議論がありましたので、その御議論についても土台にして現在議論が行われているところであります。

過日もこの点について議論がありまして、その一部は既に明らかにさせていただいておりますけれども、基本的には、やはりこの法科大学院を中核とする法曹養成の考え方がいままでと、法科大学院の課程の修了者というものをそうでない現在試験のグループの中から選ばれる人よりは数が多いとあるべきだという考え方が一致して取られるという、そういう議論の段階でございます。今

後、更に司法試験委員会ではこの点について詳しい議論をして、年度内には具体的にどのぐらいの数ということで、この新司法試験と旧司法試験の並行実施期間中における数の問題ということの考え方を明らかにするという、そういう見通しでございます。

法務省といたしましては、様々なデータを提供して、司法試験委員会に本来のこの間の法曹養成の理念とおりの考え方に基づく結論を得ていただきたいというふうな努力するつもりでございます。

なお、委員のお話の中にもありましたように、確かに六千人近くの入学者がいるわけでございまして、それを預かっておられる法科大学院の方々から、できるだけ法科大学院の出身者をたくさん司法試験に採ってほしいという御要望がございまして、先ほど鶴保委員の御議論にもございましたとおり、プロセスとしての法曹養成で、点としての司法試験による選抜から切り替わったわけでございますので、余りに激しい競争率、例えば現在はいまの合格率になつておりますけれども、そういうことではこれは受験戦争というような形容詞でこれまで語り伝えられてまいりました司法試験の性格を変えることにはならないだろうという理解ではあります。

ただ、他方で、何人入学、法科大学院に入学したから、その入学者をそのまま卒業するものとして、それで法科大学院の合格率をまた云々されるということでありまして、これは逆にプロセスとしての教育にならないわけでございまして、むしろ法科大学院ではかなり熾烈な今教育をなさつていただいているわけでございますが、この司法試験の審議会の意見書にもございまして、七割、八割の合格者を出す前提としてはやはり相当の厳しい教育をしていただいて、かつ修了認定も相当厳しくしていただくという前提でございます。それがあって初めてプロセスとしての教育になるわけでございます。ただ法科大学院ができたからプロセスとしての教育ができるわけではないわけ

でございますので、そのところもまた十分に御理解いただきたいところでございます。

○千葉景子君 是非、趣旨、今御説明いただいたことは分かります。必ずしも人口入ったからそのほとんどが出口までだあつと行くことを私も申し上げているつもりはございませんので、是非この趣旨がこれからも十分に、だんだん育つていくといえますか、そういう方向で、念頭に取組をしていただきたいというふうに思います。

もう一つ、今日のこの法案に直接今度はおかかわつてくるわけですが、この司法制度改革、法曹養成の今度は仕上げの部分になるのがこの司法修習でございます。

今回はこの司法修習について、これまで給費制であったものを貸与制にしようということになるわけですが、これもなかなかよく、本当に法曹養成ということからこの本当に貸与制に変えることが適切なんだろうかという気がいたします。私もまたこれに立ち戻つてみました。ここでも、その給費制を貸与制等に、将来、検討課題ということでも確かに挙げられております。ただ、よく今司法制度改革の実施がスタートをして、法科大学院ができ、そして司法修習の在り方もいろいろと検討をいただきながら、新しく衣替えをしていこうと、こういう状況ですので、やっぱりそういうものと少し総合的に議論をして、本来、この給費の在り方も検討する、それだけでも少しじっくりとしたものがあつてよかったのじゃないかと。何かこの給費のところだけ突然びこつち早く飛び出してきたという感じが私としてはなりません。

しかも、これまでの給費制の意義というのがそんなに悪いものだったのかな、私もそれを受けた者の一人として、そんなに意義がなかったものとは思いませんし、それからやっぱり法曹養成というのがこの司法制度改革の中でも司法の本当に担い手として大変、公共財といえますか、本当にこの社会、そして国を支えていく大きなやっぱり基盤になるんだという位置付けがされているわけ

すから、それをみんなの税金なりで育てていくというところは、決して私はおかしなことではないというふうな思っております。

そういう意味で、何かこの給費制から貸与制というものが、これだけがちょっと飛び抜けていいまいしょうか、何かいち早く出てきてしまったという感が否めませんけれども、もう一度じっくりと在り方を、修習の在り方、そして法曹養成全体がこれからどういふ流れで、そしてどういふシステムで、あるいはそこでどういふ人材がやっぱり育つていくのかということも踏まえながら本当は議論をすべきだったのではないかなというふうな思っております。

ただ、これをじゃもう一度考え直しようということには今ならないかと思っておりますので、それはこれからも継続して議論させていただくとして、この給費制から貸与制になると同時に、もう一つ私ども不思議だと思っておりますのは、改めて専念義務というのが規定をされました。従来からも専念義務、修習に専念する義務はあつたと思うんです。逆に、専念をする、そして法曹としてのいろいろな素養を身に付けていくのが修習だ。だから、それを給費という形で生活などを一定支えよう。むしろその方がうまくつながらなくて、逆に、その給費制がなくなつて貸与制にしようということになりましたら、今度は逆に専念義務が規定をされるということになって、何となく逆さまみたいな感じがいたします。

これ、専念義務が改めて規定された意味というのは一体どういうところにあるのでしょうか。○政府参考人(山崎潮君) この修習専念義務でございますけれども、現在条文にはございませぬ。これは給与を支給しておりますので、その給与を支給するとしてそういう解釈から当然に導かれるものでございまして、したがって、これを前提として最高裁の規則等が作られているということでございます。このたび、この給与制をなくしますと、修習資

金を貸与することになるんですが、修習資金とは一体何ですかということとは定義せざるを得ないわけでございます。そこで、この条文でも「司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金」というふうにならなければならないわけでございますが、これを書きますと、その前提として、じゃ修習に専念する義務があるのかないのかということですが、当然問題になるわけでございますので、したがって、その前提を書きまして、その上でそれを確保するための修習資金を貸与いたしますと、こういう構成になるわけでございます。確かに前書いてなかったのが、貸与制になったら急に書かれるようになったと。そういう現象面からいくと違和感があるというのは私も理解はできませんけれども、それは法律の構成上はそれほどおかしいことではないわけでございます。また書かないと、かえってどういうことになるのか不安定になるということでございますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

○千葉景子君　そうなりますと、この専念義務というのは、従来なかったものが突然できたということではなくて、むしろ従来からのものと内容的にはその義務の内容は変わらないのだというふうに理解をさせていただきます。

その専念義務ですけれども、これ仮に違反した場合の、これもちょっと先ほど触れていた、ございましたけれども、違反した場合、どうい措置が取られるのか。これまでこの専念義務というのはこれからは変わらないとすれば、これまで過去の専念義務に今違反して措置が取られたとか、そういう例というのはあるんでしょうか、どの程度のものでしょうか、どんな具合でしょうか。その、ちょっとこれまでの状況など教えておいていただきたいと思います。

○最高裁判所長官代理者(山崎敏充君)　今委員お話しのとおり、現在でも修習専念義務というのがございまして、時にその違反が問題になるというケースがございます。

修習専念義務に違反する場合の典型的なケース

というのは、許可を得ないで他の業務を行うという、そういうパターンであろうかと思いますが、例えば後輩の受験指導、これも業務として許可を得ないで行うといった例が過去にございまして、そういった場合には、そういうことは許可を得ないではやれないと、そういうことを指摘して是正をしたという、こういう対応を取っております。

具体的にはこういう違反が、違反の事態が生じた場合にどういことを行うかということでございますが、結局はそういう状態が生じた理由といえますか、無許可でそういう状態が生じた理由はないかと思っておりますし、その違反を知りながら行ったという、これはかなり悪質であります。うっかりしてやってしまったというふうなこともあり得るものですが、そういう事情ですとか、それからもうその具体的にやっている業務の性質ですとか、それからそれに割くエネルギーですとか、そういうものを総合的に勘案して、どうい対処をするかということを考えていくんだらうと思っております。

基本的には、先ほど申し上げましたとおり、注意をすれば修習生の方もすぐ理解して、あっ、これはいけないことであるということですが、正されるものから、注意をして終わってしまうというものがほとんどでございますが、これ現実には出てまいります。非常に悪質なケースで、幾ら注意しても改めないとか、その結果として修習に身が入らない、修習態度が非常にふまじめであるというふうなことになるかと、これはいよいよ身分にかかわってまいります。修習生としての身分をなくす、罷免という、そういう措置は理屈の上では考えられようかと思っております。

○千葉景子君　この措置ということの最終的な、一番重いといえますかね、は罷免ということになるのだらうというふうに思います。抽象的にはですね。ただ、そこまで行くような事態にはこれまではなっていないように思いますが、扱いはして

は従来と今後も異なるらないということを受け止めさせていただきます。さて、今度、給費から貸与ということになるんですけれども、大体、この貸与額というのは大体どんな辺りが一応予定をされるのでしょうか。その額の根拠は大体どんなものを根拠にしてその額が決まられていくのでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君)　基本的な考え方は、現行の給費制での支給水準との連続性を考慮いたしまして、司法修習生が生活の基盤を確保し、修習に専念することが出来る程度の額ということでございます。抽象的にはですね。具体的には、これ最高裁判所の方の規則で定められるということになるわけでございますけれども、そこを協議はしておりますけれども、大ざっぱな言い方をさせていただきます。大ざっぱな言い方をさせていただきます。大ざっぱな言い方をさせていただきます。大ざっぱな言い方をさせていただきます。

それで、まず司法修習生の必要、あるいはその返還の負担を考慮いたしまして月額二十万円程度、これを基本的な貸与額といたしまして、もう少し少なくてもいいという方もおられますので、その希望する人には更に十八万円程度の貸与額と、この二つをまず設けます。これは自由に選んでいただくということでございます。それから、これ以外にも一つのランクがございます。例えば扶養家族があったり、それから住居を賃借しているという場合もあるわけでございますので、そういう場合には、その基本的な二十三万円の貸与額に更に相応額を加算をいたしまして最高二十八万円まで貸与することができるといような、三つのランクを今大体イメージをしております。でございます。具体的にはこれから最終的に決めていくということでございます。

○千葉景子君　今おおよそ三ランクを聞かせていただきました。この修習の場合には、これまで給費の場合にもそうではございますけれども、これから特に修習というものは、実務修習を、そのさっきのプロセスでの教育ということから考えると、修習というのは実務修習を主体としたプログラム

にだんだんなっていくということが指摘をされているわけですね。

そうすると、今でもございまして、実務修習というところに、実務修習地に配属をされるということも今後も考えられるらうというふうな思っています。実務修習地というの、これからどうなるか分りませんが、いろいろなところからして、自分の居住地域、これまでの居住していた地域に配属になる人もあれば、全くもう見ず知らずの遠いところへ配属になるというケースもございまして。

そうなりますと、今ちょっとお話がございましたけれども、その貸与額の中で、例えば実務修習地をやつぱり家を借りなきゃいけない、住まいを確保しなきゃいけないということになると、今旅費というのが出るという形がございまして、何か財政的なサポートなども必要かというふうに思いますが、これは今お話があった十八万、二十三万、二十八万という、その二十八万は住宅とかそれから家族がいる場合というふうなことがありましたけれども、こういうふうな実務修習地の居住の問題等も念頭に置きながらの貸与額ということになるんでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君)　基本的には、これから実務修習地が中心になってまいりますので、当然その生活をイメージしながらこの額を決めているわけでございます。現在、月額二十万円と少しの額をもらっているはずでございます。これに賞与等の手当が入りますけれども、大体その額と、年間の額と、この今申し上げた二十三万円ですね、これを十二倍した額というのは大体同じか若干少なくなる。それは、勤勉手当というのがございまして、これは修習中の身分で勤勉手当を支給することが本当にできるかどうかという問題もございまして、若干その分が減るといことにはなりません。

ですから、現行とは同じ額を考えているわけ

も考えながらこういうことを決めているということでございます。

○千葉景子君 この貸与、それから、いずれ、大分先の話になってきますけれども、回収の事務ということが必要になってきます。これは、今後どこが管轄をして、どういう形で行うことになるのでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) 基本的には、貸与、回収の事務につきましては最高裁判所の方で行うということになります。ただ、それがスムーズに行っているときはいいんですけども、そうでない場合には債権管理法がございます。国の債権管理等に関する法律でございますけれども、これに従った回収手続が行われるということになります。

具体的には、最高裁の方でいろいろ納入の告知をしたり催告をするということになりますけれども、これに従わないという場合にはもう裁判しかなければなりませんので、これは国の方に依頼をして、国の方でその裁判手続あるいは執行手続を取っていくと、こういうことでございます。

○千葉景子君 最高裁も御苦労さんでございます。回収の事務も最高裁が管轄するということも、もう何とも、何だか不思議な感じいたしますけれども、最高裁が回収できないときには国に手続を依頼して、その裁判はまた裁判所で行うという、何かちょっと分かんなくなってきましたが、まあ事務を取り扱うということで理解いたしたいと思っております。

それから、返還の免除ということが認められるようございますけれども、これは将来について、例えば病気であるとかそういうことでの免除というのは分かりません。これが、例えばこういう仕事に就いたら免除よとか、こういうところに就いたら免除はしないよとか、政策的といましようかね、そういう就いた職務柄で免除の有無を決めるようなことは考えておられませんね。

最終的に一つの考え方、切り口で免除をする範囲が本当に確定できるかという問題もございました。また、特に抵抗がございましたのは、任官者の免除ということになったときにそれでいいのかどうかと、統一修習との関係でいいのかという御議論もいろいろございました。

それから、例えば司法ネットあるいは過疎地の勤務の方、そういう方については公的な義務を果たしているんだからどうかという議論もありましたけれども、司法ネットといえども、過疎地もあればそれから大都会もあるわけでございますし、それから過疎地に行くということになります。それから、それはひまわり基金で行かれる方もおられます。それから、自らの気持ち、意思で行かれる方もあります。それを一体どういうふうに分けられるのかというのにも至難の業であるということもございまして、最終的には政策的な免除の政策は取らないということで法案を出させていたというところでございます。

○千葉景子君 本日は江田委員の時間なんです。若干ちょっと私の方に少しいただきました。この給費制から貸与制への移行ということなどを踏まえながらですけれども、先ほど冒頭に申し上げましたように、これもようやく今日、今日かな、成立するかどうかというところまで来たわけですが、これからこの法律をいろいろと実施に移していく等々の大仕事が残っているらうというふうに思っています。

推進本部という形では昨日その仕事を終えられたということになりますけれども、今後、例えば先ほど文科省にもお話を伺って、やっぱりそれぞれの各省庁にまたがるようなことについて横の連携を図っていく必要もあるでしょう。あるいは、在野からいろいろな市民団体等の意見や協力をいただけるようなこともあろうかというふうに思っています。解散をした今後、実施するための体制というのはいかなる形で進めようとしているのか。この推進本部がどんな形で行われようとしているのか。この推進本部がどんな形で行われようとしているのか。この推進本部がどんな形で行われようとしているのか。

も、実態としてどういう推進実施体制ということも考えておられるのでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) これから実行に移していく場合、法務省としてやるものもありますけれども、それはまた法務省の方からお答えをいただくことにいたしまして、私どもの関係のポスト本部の体制でございますけれども、これは内閣におきまして総合調整を行うというために、本日付付で内閣官房に司法制度改革推進室、これを設置いたしました。もうみんな着任しております。スタンバイをしている状況でございます。ここで、まだまだこれから実行に移していく場合にいろいろな総合調整が必要になるだろうということから、ここでこの事務を行っていくという継続性を保つこととしております。スタッフが九名というスタッフで動くということになるかと思っております。

○政府参考人(寺田逸郎君) 司法制度改革の課題は数多くございますが、かなり多くの部分が法務省の実施を求められる事項でございます。したがって、法務省の中に司法制度改革の実施のための推進会議を設けて、この会議を中心として、それぞれ具体的な実施を行っていくと、こういう体制を現在のところ取るということにいたしております。この会議のメンバーは局長クラスでございます。事務次官が主宰するということにいたしております。

○千葉景子君 内閣官房と、それから法務省の方は推進会議というお話ですが、私が申し上げましたように、省庁間での調整等々も当然していただかなければいけない、しかし本日にこれを世の中に、市民の中に、あるいはこの社会の中に定着させていくというためには、もう本日に多くの人の理解とそれから協力なくしてこれはもう成り立たないというふうに思います。

そういう意味で、当然それぞれの推進会議あるいは調整機関などで、諸関係機関等々の意見とかあるいはいろいろな形での参画とかを得ながらやっていくということだろうというふうに思っています。

が、その点についてはいかがですか。

○政府参考人(寺田逸郎君) いろいろな方の御意見を伺うという側面といういろいろな機関との調整という側面とあるというふうに思いますが、機関の調整の面で申し上げますと、先ほど、内閣に総合調整の機関がござりますので、基本的にはその総合調整のための推進室の方でやっていただくという仕切りでございます。

ただ、実施機関につきましては、ただ単にほかの機関との調整以上に、多方面でいろいろ御意見があらうかと思っておりますので、有識者の方に御意見を伺わせていただく機会を得なければならぬというふうに考えておまして、参与という形で先ほどの実施推進会議の中に何人かの有識者の方にお入りいただいて御議論をいただき御意見をいただく、こういう体制を取りたいというふうに考えております。

○千葉景子君 是非、いろいろな多角的な意見も改めて聴きながら、そして協力を受けるいろいろな関係のところの参加や、あるいは意見の聴取もしながら実施を進めていっていただきたいというふうに思います。

じゃ最後、これも常々申し上げております。やっぱりこれだけのことをこれからどんどん進めていくことになると、やっぱり何とんでも必要なのは財政措置ということになります。全体としてもそうすけれども、まずは来年度です。予算、どんな構想で臨まれるおつもりでしょうか。これは法務省、最高裁、それぞれ考え方お持ちであらうというふうに思います。そして、最後に大臣にもこの予算獲得に向けてどんな覚悟で臨まれるか、お聞かせをいただいて、私の部分は終わりたいと思っております。

○大臣政務官(富田茂之君) 先般の当委員会で築瀬委員の御質問にお答えした際には、そんなちまちました予算じゃいかぬというふうにおしかりを受けたんですが、改めて御説明をさせていただきます。平成十七年度の要求に係る主な司法制度改革関

連予算といましては、第一に、新司法試験などの実施のために約一億六百万円を、第二に、法科大学院への実務家教員の派遣などのために約九千万円を、そして総合法律支援体制の整備に向けた日本司法支援センターの設立準備などのために約七億二千万円を、民事法律扶助事業の充実のために約四十五億二千万円を、最後に、裁判員制度の広報啓発活動のために約三億二千万円をそれぞれ要求しております。

○最高裁判所長官代理者(大谷剛彦君) 最高裁からお答え申し上げます。

予算を担当してございますけれども、最近、裁判所、事件が増加しておりますし、事件の内容も複雑困難になってきております。また、迅速な事件処理に向けた施策を要請いたします裁判迅速化法というようなものも施行されまして、司法の体制の充実強化を目的とした司法制度改革というものが進められておるわけでございます。こういうように、司法に対する要請が高まりを見せているという、こういう状況に対応した人的、物的な体制の整備を図ってまいりたいというふうに考えております。

平成十七年度の概算要求では、例えば人的体制の整備ということでございますれば、裁判官につきましては、平成十六年度の増員が五十二人でありましたけれども、これを大幅に上回ります七十五人の増員要求をするというようなことをやっておりますし、またいろいろ、先ほども法務省からありましたけれども、裁判員制度の円滑な導入のための広報関係予算、十億を超える予算を要求してございます。こういうような要求につきまして、その必要性とかあるいは合理性というものを十分説明して必要な予算の確保に努めてまいりたい、そういうことで司法の使命を果たし、また司法制度改革を推し進めていくために必要な予算の確保に懸命に努めてまいりたいというふうに考えております。

○国務大臣(南野知恵子君) 千葉先生から熱心な、予算をちゃんと分捕ってこいということのお話もございました。今政務官からもお話しさせていただきましたが、それらに加えて、裁判員制度や総合法律支援制度と、そういった司法制度改革の成果を国民が実感できるように適切に実施していく必要があると思っております。

予算を執行していくというところに次の課題があるかと思いますが、平成十七年度の要求にかかわる主な司法制度改革関連予算の状況につきまして御説明があったとおりでございますので、その成果の実現に向けてしっかりと頑張りたいと思っております。

○江田五月君 司法制度改革関連のいよいよ仕上げの段階に入りまして、裁判所法の一部を改正する法律案について質問いたします。

この法律案が、これが司法制度改革関連の制度設計の最後の法律案だと確信をしておりますが、今日でも、昨日で推進本部も終わりで、更に何かよろつと残るというようなことはないかと。これはだれに聞くというわけにもいかないので、むしろ国会の方です、委員長や与党の理事さん、質問するわけにもいきませんが、そう確信をした上でこの法案の質疑に入ります。

昨日まで山崎潮司法制度改革推進本部事務局長、肩書変わって今日から内閣審議官ですか、先ほど冒頭に感慨深いお話がございました。本日に御苦労であったと思っております。一時はもう何かやせ細ったような感じになっておったことありましたが、是非この仕事を終えて更に、裁判所にお戻りになるんでしょう、いい仕事を続けていただきたいと思っております。推進本部の事務方を預かっていただいた多くの職員の方々の労もねぎらいたいです、さらにはまた、その前に司法制度改革審議会をすつとやっていた審議会の委員の皆さんの御苦労もねぎらっておきたいと思っております。もう一度山崎さんに何か感想を

言ってもらってもいいんですが、まあまあ、どうぞ現場にさらりとお帰りください。

しかし、しかし、やはり聞いておかないやならぬことがある。私どもは、この司法修習生の給費制を貸与制に改めるということに対して基本的に大きな疑問を持っておりまして、今も持っていないわけでありません。しかし、司法制度改革をここでスタートをさせる、そのために法整備というものをとにかく仕上げまで持っていくこと。さらにまた、いろんな角度から疑問点をただしながら、衆議院の方で修正が行われてこちらにきたということ、修正されたものを賛成をするということにいたしました。

私たちが持っていた疑問、それはこの給費制から貸与制にするその本にある司法修習ということについての理念は一体何なんだと、こういうことなんです。理念に裏打ちされずにお金勘定だけであれこれ制度がいじられるということであつては、これは見過ごすわけにいかないというので、山崎審議官、先ほどの答弁についてもう少し突っ込んでおきたい。

先ほどは千葉委員が、司法修習生には職務専念義務というのがあるんじゃないかと。そうすると、いや、法律上はそれ書いていないと、しかし給費制だからその反対解釈として職務専念義務というものがあつた。今度は給費制でなくなるんだつたら、職務専念義務というの、法律に書いてなかつたら職務専念義務ないんですか。

○政府参考人(山崎潮君) いや、職務専念義務はございますけれども、それを明確にしないというところから、法律上明文の規定を置くということでございます。

○江田五月君 そうすると、ますます私は聞きたくなる。修習資金との関係で職務専念義務が出てくるんだつたら、今度の制度では修習資金要らなという修習生もいるんでしょう。こういう皆さんには職務専念義務はないんですか。

たかもしれませんけれども、そもそもその法律家、将来公の仕事をなさるわけでございますので、そこで十分なその倫理観とそれから実務的能力、これを備えて巣立ってほしいというところから元々は出るわけでございます。で、そこが変わるわけではないということでございます。法文上は不明確になるからそれは手当てをしたと、こういうことでございます。

○江田五月君 私は、やはりこの職務専念義務というのは、書かれているのは正に確信的なものだと、司法修習というものの元々の性格から出てくるものではないかと思うんですよ。で、そういう性格を持った司法修習というものがなければ、やっぱりきちりとした法曹が育たないという、それが私たちの信念ではないかという気がするんですが、そこは共有できるんですか、できないんですか。

○政府参考人(山崎潮君) 正にそのまじつとした人間を育てるという意味で必要な修習でございますし、それに修習生もまじつと修習をしてほしいというところから職務専念義務というものが出てくるわけでございます。で、これが大切であるからこそ国でその修習を行うと、こういう政策を取っているわけでございますので、その大切さというのは今後も変わらないということでございます。

○江田五月君 私は、今司法修習というものをなくしてはどうかという、そういう制度設計を論ずる人たちもいます、その皆さんが考えていることも分からないわけじゃありません。ありませんが、やっぱりロースクール、法科大学院だけでは本当にこのプロフェッショナルとしてのスキルとマインドを持った法曹というのは育ち上がっていかないんだらう。どっかにやっぱりそういうプロを育てるプロセスというのは要るんだらうと。

で、もし修習というものをなくするんならば、そうするとやっぱり法曹一元で、弁護士の中にとにかく全部入れて、弁護士の実務をやっていく中で、こういうそのスキルもそしてマインドも育つ、

あるいは育てる、そして育った者を裁判官の方に
していくという、そういう制度にするという、こ
れは一つの考え方だと思います。しかし、そうい
うそのスキルやマインドをきっちり育てるとい
うプロセスなしに、法科大学院を卒業して司法試験
通ったから、はい、もうあなたは一人前の判事補
でございます、検事でございます、これはできな
い。

だから、もし、私ももう判事補制度はなく
そうと、判事補の採用をやめたらどうですかとい
う提案を一時その審議会のプロセスの中で言った
ことあるんです。そのときに私たちが考えていた
のは、法科大学院出たらすぐに判事になれる、と
んでもない。やはりそれは弁護士として法曹一元
の中で養成されるという頭があったわけで、ここ
は、司法修習というものは今のこの制度の下では
やっぱり必要なんだと。司法修習はこの統一的に
法曹三者が、期間はいいです、それはたくさん育
てるわけですから、多少短くなることはあるかも
しれない。しかし、やっぱりそこで私たちが貸与
制というものを認めますから、ただしすぐにじゃ
ないですよ、しばらくたって、認めますから、そ
の代わり、修習の中でプロとしての法律家の素養
を身に付けてほしいということをもう念じて言っ
てみます。

これはまあ一般の人になかなか分かっていただ
けるかどうか、私も必ずしも自信がないんですが、
やっぱり南野法務大臣、聞いておいていただきた
いと思うんですけどね、世の中のつべらぼうじゃ
ないんですよ、いろんな人がいるんです。で、そ
のいろんな人の中には、看護師さんとしてのその
職業倫理をしっかり持ってやられる人もいます、あ
るいは法律家としての倫理をしっかり持って法律
の仕事に携わる者もいます。いろんな役割分担があ
る。別にだれが偉いとかの話じゃない。それぞれ
の役目なんです。国会議員もそれぞれの役目なん
です。

そうすると、法律家の中へ入っていくと、これ
分かれるんですよ。ある人は裁判官です、ある人
は検察官です、ある人は弁護士です。検察官は、
たとえ総理大臣といえども逮捕をしたりすること
は必要なことがある。弁護士は、たとえもう極悪
非道、あんな者はというのだったって弁護をするとい
う大切な仕事が出てくる。裁判官はそれをぐっと
引き受けながらいろんな話を聞く、それぞれの役
目です。お互いそこでは敵対をしないわけですよ、検
察官と弁護士というの。あるいは弁護士同士が
原告、被告で敵対し合う。敵対し合うけれども、
法曹という、あるいは司法を動かすという、そう
いう共通のマインドを持ってこの仕事に携わる。
それを育てるのがこの司法修習で、だからこれは
アプレンティスシップという。

ですから、私たちが、裁判官だったらちゃんと
法廷の上にいるわけですよ。現に裁判官の合議の
中に入って意見を言うわけですよ。検察官だったら
あえて取調べするんですよ、取調べ修習が違法か
どうかという議論はありますけれどもやるんです
よ。弁護士だったら、あえて拘留所に入っている
その被疑者のところまで行って現実に面接してく
るんですよ。そこまでやるんです。そういう中で、
お互いの法曹三者のある種の共通理解、これ下手
をしたらギルドになるんです。国民から見たら、
もうあの三人の中で、三者の中で適当にやってと
いうことになる。しかし、それは解体しなきゃい
けない。だけど、その共通の理解は要るんだと。
それが修習だと。

法務大臣、私と山崎さんのこのやや厳しいやり
取りを聞いて、今の、私が今言っていること自体
のことはいいですけども、この雰囲気について
はどういうふうにお感じになりますか。

○国務大臣(南野知恵子君) 専門性ということ
を貫いていき、しかも人間性をその中に包含しなが
ら、国を又は人という、命を大切にしていくな
がら、形として大切な役割をそれぞれ分担してい
っているんだな、それが専門職であり、また司法で
あればそれだけ崇高な人たちが、またそれだけ熟
練された人たちが人の命を預かっていくというこ
ろのお仕事をしていたらいいんだなという

ことを理解しております。
○江田五月君 山崎審議官、いかがですか。私の
司法修習というものについての理解はちよつと思
いが入り込み過ぎていますか。どう思われますか。
○政府参考人(山崎潮君) 思いは入っております
けれども、正しいことだと思っております。
もう一つ、私は、法曹三者それぞれの立場をよ
く分かつたということ、勉強をずつとしてくるわ
けでございますので、そこでやっぱりじっくり物
を考えると、同じかまの飯を食って、いろんな方と議
論をし、そこで人間性を学び、それから将来自分
の進路をどうしようか、それからどういう役割を
果たしていくかということをつくり考えてもら
う、そういう期間でもあるということでございます
ので、そういう意味です。この修習が大事
であるというふうには理解しております。

○江田五月君 これは、是非今のことはお忘れに
ならないようにしていただきたい。つまり、司法
修習というものは、これから司法制度改革が実施
過程に入つて、恐らく私はまだまだ荒波に揺られ
るんだろうと思うんですよ。ですから、やっぱり
そこは、ここは大切だということをはちゃんと押
さえておいてほしいと、本当にそう思っております。
いよいよそういうわけで推進本部も解散をいた
しましたが、南野法務大臣、この司法制度改革推
進本部の本部長は小泉内閣総理大臣だったわけ
です。法務大臣御自身はどういう立場であつたか
というのはいま御存じですよ。お答えくださ
い。

○国務大臣(南野知恵子君) 副本部長を務めさせ
ていただいております。
○江田五月君 副本部長を昨日までおやりにな
つておつた。どうですか、いよいよ今日は、副本
部長という仕事は、これは特に辞令か何かあつた
んですか、今は解かれてるんだと思ひますか。
○政府参考人(山崎潮君) 法律で三年間と設置期
限が決まられておりますので、私も辞令もらつて

おりませんので、自動的になくなるということで
ございます。
○江田五月君 なるほど、自動的になくなつた。
どういふ、感想をちよつと言。
○国務大臣(南野知恵子君) 本日に先生の情熱を
今察知させていただきました。司法というものの
大切さを理解しながら頑張つていきたいと思つて
おります。

○江田五月君 小泉本部長から南野大臣に、副本
部長に当然に法務大臣になつたら当然なるわけ
ですが、そのときに司法制度改革の副本部長として
こういうことをやってくれとかいう指示はござい
ましたか。
○国務大臣(南野知恵子君) 法務大臣の役割をい
ただきますときに四つの項目をいただきました
が、その中の一つに司法制度改革の問題について
リーダーシップを発揮してやれということが一行
入っております。
○江田五月君 一行入っております、はあ。
どうも、やっぱり私は本日にこの最後の締めく
りに小泉本部長に来ていただいたかたつたんです
よ。それは、ここでともかくこの数年ずつとや
ってきたんですからね。それが何か一行入つてお
りますという、ああ、そんなものだったんですかと
言われると私も困つてしまふんですがね。
○国務大臣(南野知恵子君) ちよつと済みませ
ん。

一行入つていたということは、これは取り消さ
せていただきたいと思ひますが、総理の念がその
中に、四つの項目の中の一つがそれを占めていた
ということでございますので、御理解よろしくお
願ひします。
○江田五月君 私は、司法制度改革は本日にある
意味で身を入れてやってきたつもりでおります。
私自身、一九六九年から七一年まで、これは最高
裁判所の御好意で留学をさせていただきました。そ
してイギリスで、イギリスの司法制度改革の現場に、
実際見たら聞いたというわけでもないけれど、
も、そういう雰囲気の中にいたことがあるんです。

イギリスの司法制度というのは、まあ、やたら複雑怪奇で、宗教裁判所があつてみたり、それから普通のモノローの裁判所もあるけれども、巡回裁判所があつたり、何とか裁、まあ、いろんなものが重なり合つていて訳が分からぬ。そこで、王立の委員会ができて、そこで報告書が出されて、そしてそれを実行すると。その報告書を、今、まあ三十年も昔のこと、一億円の小切手でもないのでもう忘れてしまつたんですが、今かすかに覚えてるのは、今最高裁判事の島田仁郎さんと二人でそのレポートを翻訳をしたようなこともあつたりして、司法制度の改革というのは、自分自身が身を置いていた場所でもあるし、何としてもやっつけていきたいと。

それだけじゃなくて、司法というものに対する国民のある意味ではブーイングですよ、期待がどうも裏切られるということを様々聞いて、何としても改革をしたいと思います。

今、思い出しますが、二〇〇〇年の二月十八日に日弁連が主催で東京の読売ホールで司法制度改革のシンポジウムをやつたんですよ。そうすると、何と有楽町の改札口から読売ホールの入口まで行列でつながつちやつたんですね。まあ、それだけに、普通だつたらそんなもの、とにかく来たんですね。

そして、その中で議論をした、私もパネリストでしたが。田原総一郎さんが、まあ、ある意味でいえばもうはちやめちやな発言をされた。はちやめちやというのは、要するに司法の世界にいる者からすると、とんでもない、そんなことというよな発言をして、裁判官というのはもともと市民の中へ入つていかなきゃ、市民の中に入つていくというのはどういふことだといつて、あるとき裁判官の家に近所の人があつてきて、私こういふ事件にかかわつてきたんだけれどもどうしりたいんですかと、裁判官、質問されたらどうするんだと、そうすると、それはもう今までの常識でいうと、私は裁判官ですからそういうことはかわれませ

んと。それじゃ市民のすぐそばに居るといふことにならぬじゃないか、どうするんだといふようなそんな議論をして、これはそういう議論の中から、やつぱり裁判官だから、うっかり入つてきたら、おまえはもう出ていけ、出ていけなかつたら不退去罪で警察呼ぶぞ。それではいけない。そうではなくて、やつぱりそのときに、いや、すぐ向こうに行つたら司法ネットというのがあつたら、あそこへ行けばちゃんと弁護士さんが親切に話聞いてくれるから。できれば、私は裁判官という立場で公平にこの対立する皆さんの話を聞いて判断しなきゃならぬ立場だから、あなたの話は、ごめんね、聞けないんですよ、あなたの話は、ごめんね、聞けないんですよ、率直なところを聞かせてほしい。

そこで、南野法務大臣に伺いたいんですが、法務大臣、司法制度改革推進本部の副本部長になられる前に司法というものに対してどんな感じを持つておられたか。これ通告、別にしては、わけていかなければ、是非ひとつ率直な、法務大臣としてそんな答えでいいとか悪いとかといふ話じゃないですから、率直なところを聞かせてほしい。

○国務大臣(南野知恵子君) 突然のお話でまだ意見はまとまりませんが、司法という問題については一番身近で考えていましたのは、やつぱり弁護士の方々、さらに裁判所でいろいろと裁判をしてくださる方々、それと事件が起こつたときにいろいろの人たちに対応してくださる検事の方々、いろいろなさる方々を想像いたしておりました。

が、司法というところの大きなポイントの中には、やはり治安という問題もあり、またそれを大きく包含している人権問題というのがある。そこら辺の課題からいろいろと枝葉が出ていくのかなといふふうな思つております。そういう意味では、国会議員という形の中で、法律を作つていくという立法者としての立場の中からは、やはり弱い人たちの問題を特に中心にかわりを持つていくところ、いろいろな

法律にも手掛けていき、そして先生方のこの情熱ある法務委員会の方に来て、ああ、やつぱり司法というのには国を大切にしていかなければならぬ、国を守るものだなと、人間を守るものだなと、そのようにも思つたところがございます。

○江田五月君 司法制度改革は、推進本部は終わりましたが、どういう制度設計にしたらいいのか、というのでこれまでずっと苦労しながら案を作り、それを法律にし、やつてまいりましたが、実はこれからなんです。裁判員制度にしても、法科大学院もまだ揺れている、司法ネットはさあこれからなど、全部これからなんです。しかも、さっきの、今後どういふ体制でいくかということ、内閣官房に司法制度改革推進室、そして法務省の中に推進会議、これはもう今度は副本部長じゃなくて、もう法務大臣がその司法制度改革の実施の重大責任を負うことになるんです。が、財政のことなどはさつき千葉さん、千葉委員がちよつと伺いましたが、どういふ覚悟を持つてこの推進に、実施に当たられるか、改めてもう一度聞かせてください。

○国務大臣(南野知恵子君) いろいろな国民の情報も取り入れながら、多くの人の意見を聴きながら、また国会でこれだけ審議していただいております。これをどのように成果を出していくかというの、もちろん先生方のバックアップもございまして、司法にかかわる三者、これが共々に大きな活躍をしていただけたら、しっかりとスクラムを組んでいっていただくという方向に持つていきたいと思います。

○江田五月君 法曹養成なんです、一点突破型の司法試験で養成をされるという、これがいい面もあるんです、制度としては、それはあるプロセスの中でという、プロセスの間に、プロセスにいる間じゅう何か教官の顔色をうかがつていなきゃならぬとか、そうじゃなくて、ふだん、それはもう自由奔放な活動をしていても、ここはといたとき一点突破で試験を通つたらそれで法曹になれるという、そういう制度の持つてくる魅力もあ

るんですけども、ところが現実にはその魅力がきらめくということにならずに、逆にその一点突破の試験を目指して、もう集中して受験勉強をやる。その間、もうそこへ集中しているから世間のことがどうであろうと私は知りませんという、そういうある種の専門ばかといひますか、そういうことになつて、しかもその試験が通つたら、おれはもうこれで勝ち組だといふことで、特にそのまますつと裁判官になつていくと非常にいびつな裁判官になつていくことがあつてこの養成制度を変えたいといふことをやつたわけで、やはり今までの司法試験を目指して努力しているそういう皆さんはもちろん、もうあなた方は全部はしご外にそれなりのことば考えて、次第次第になつていくという制度の移行期に当たつての配慮は要る。しかし、やつぱり新しい制度で新しい法曹養成で新しい法曹を作つていくといふことで制度をスタートさせている、そこに対する思いというものは、愛情というものはやつぱり一緒に共有してほしいと思つておりますが、どうです、その愛情。

○国務大臣(南野知恵子君) 愛情は人一倍あるといふふうな思つておりますが、やはり一つの物事を今ここでやつと土台を作り掛けているわけなんです。その土台を作つた以上、それがすてきな形になるまでこれは見なければいけない。ある形を作つた後にも、それがしつかりと歩いていくるかといふところを見なければならぬ。それはここに居る人の共同責任であらうかなといふふうにも思つております。

○江田五月君 私なんかも法曹になろうとする者から相談受けたらして、君はどういふ法曹になろうと思つたんだ。法科大学院というの、こういふ思想でこういう夢で今作ろうとしているんだけれども、それを共有できるなら法科大学院、そうじゃなくてやつぱり一発試験でいふことなら、それはあと二、三回まだ、もつとかな、あるから、そつちへと。そして、法科大学院に進んだ連中もたくさんいる。その皆さんが、この制度の今の移行期

受験生の数とかなんとかで、これはやっぱりもうちょっと、あともうちょっと予備校へ行けばあの一発試験通るかもしれないからというんでそっちへシフトすると、こちらの難しさとの兼ね合いでね。こちらというのはロースクール、新司法試験の、この中でこっちは、旧来の制度の方へ移っていくようなことが起きたら、起きたら、それは法科大学院を通じてプロセスで法曹を養成するというもののスピリットを壊すことになるという思いで言っているわけです。

最高裁にきていただいているので伺いますが、裁判官が本場に今問われているらと思うんです。私は、この司法制度改革の一連の経過の中で実は弾劾裁判所の裁判官であったこともあって、ちょうどその当時に、もう名前は忘れてしまいましたけれども、ある裁判官が児童買春、児童ポルノ法で有罪判決を受けて、そして訴追委員会から訴追をされたというケースがあつて、もちろん弾劾裁判所の裁判員全員で合議をして判決を書いたんですが、その判決の中に、弾劾裁判所としての裁判官の皆さんに対するメッセージというものを書き込んだつもりでいるんですが、これはあれですかね、現職の裁判官の皆さんに多少は、そういうことを弾劾裁判所として書いたことは役に立っているんでしょうか。インパクトはあったんでしょうか。どうなんでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(山崎敏充君) 平成十三年にたまたま委員おっしゃられた大変残念な事件が発生いたしました。これは国民の司法であるいは裁判官に対する信頼を傷付けたものというところで、極めて遺憾な事件であつたと思っております。

この事件、今委員おっしゃられましたように、弾劾裁判所の判決がございまして、これは官報に掲載して、だれの目にも留まるような形になっておりますが、そういうことを始めとして、広く報道がされました。様々な御指摘あるいは厳しい御批判、御意見もちょうだいしたわけでございまして、私ども裁判官にとつては大変ショックな事件であつたということでございます。

そういう御指摘の中で、今委員がおっしゃられました弾劾裁判所の判決の中でこういうことを申されております。単に裁判官が、その職務の遂行につき、事実認定と法律適用に職業的技量を備えているだけでは足りず、職務の内外を問わず、国民から信頼される人権感覚と識見を備えていることが必要であると、こういううたひをございまして、ここでございられることは誠に御指摘のとおり、そのとおりであらうと思つております。すべての裁判官が日々拳々服膺すべき御指摘であらうというふうにおもつております。

裁判所部内では、この事件を契機に、各裁判官、この問題を非常に重く受け止めて、それぞれ裁量所あるいは司法研修所における研修等で十分意見交換をし、裁判官の在り方について議論をしてきておりました、私どもとしても各裁判官の自覚を促してきたところでございます。

今後とも、各裁判官一人一人が高い職業倫理を保持し続けるということは必須のことでございまして、国民からの信頼を失うことのないよう努めてまいりたいと思つております。

○江田五月君 是非、これはよろしくお願いをしたいと思つております。例えば知財高裁を作つた、これもまだこれからあるいは行政事件訴訟法の改革もやつた、これもこれからいろいろある。ADRも作つた、これは更に個別法を作つて実を、実体を作つていかなきゃいけない。

そして最後に、これまでの、昨日もちょっと申し上げましたが、司法制度改革の中で、やはり今後の日本のこの制度の設計とその実施の過程の中で非常に重要な経験を私たちはしたと思つたのは、やっぱり公開の問題なんです。司法制度改革審議会がリアルタイム公開、そしていよいよ推進本部が始まって検討会も非常に高い程度の公開性を持つて議論をしてきて、そしてこれが一つの、模範と言つておこがましいですが、形を示したわけですよ。

おとといでしたかね、NHKで二十四時ちょっと前、あれは何だ、「あすを読む」でしたかね、あの中で若林誠一解説委員が、司法制度改革、これだけ、派手ではないけど、かなり大きな改革をやつてきたということをおっしゃつていただきましたが、そうやってマスコミの皆さん、あるいは有識者の皆さんみんな、司法制度改革は、細かなところの意見の違いはあつても、これは大切だから一杯応援しよう。裁判員制度だつて、ほらね、国民の普通の人からいうと、裁判所へ呼ばれて裁判に裁判員として携わる、とんでもない話。それでもやっぱりこれをやろうと、みんなとにかく社会のある種のリーダーシップを持っている人たちが言つてくれるようになってきています。それはやっぱりリアルタイム公開でみんなと議論をしながらやつてきたことだと思つてますよ。

その公開性、透明性、このことについて法務大臣、最後に、これからの行政をやつていく上で大切なことだと思つてますが、お考えを聞かせてください。それで質問を終わります。

○国務大臣(南野知恵子君) 本日に、先生が熱くお話しになられました。そのことについては私もいたく心に刻んでおるところでございますが、司法の難しさ、また司法の大切さということもありますが、それ一つ一つの物事が国民の中に見える、国民が開かれていく、そして速く、頼りがいのあるところもそこに含まれてくるかも分かりませんが、そういう開かれた司法の在り方、国民とともに歩く司法の在り方ということ、これ目指していかなければいけませんし、大切に育てていかなければならないというふうにおもつております。

○江田五月君 もし、山崎審議官、最後に何かありましたら一言。

○政府参考人(山崎潮君) 今回のその改正につきましては、国民の視点から物を考えるということをやつてまいりました。過去に一度大きなつまづきがあつたわけでございます。これは臨時司法制度調査会でございますけれども、そのときのやはり反省点は、やっぱり国民の視点からのテーマで

はなかつたということ、実行の組織をきちつとしなかつたという反省が残りました。その後、いろいろごたごたがあつた後、法曹三者の内部だけで協議をするという期間が何十年と続いたわけでございます。これは国民から見れば全く見えない世界でございまして、物が言えないという時代がずっと続きました。

今回、先ほど御指摘ございましたように、開かれた組織で、法律家以外の方も多数参加をしていただきまして議論をいたしました。そうしますと、やはり法曹に対する注文はもう山ほどあるなというところがよく分かりました。そういうものを今回取り入れて、その成果としてお示しをしたわけでございます。

そういう意味では、今回の改正はそういう意味では開かれた司法というその玄関口になつたんだと思つています。今後、この玄関口だけで終わるのではなくて、大いに開かれたものにしていきたいというふうにおもつております。

○江田五月君 終わります。

○木庭健太郎君 法案の審議に先立ちまして、今も御指摘がありました様々な司法制度改革の中で、一つの重要課題でありました、先日審議をさせていただきましたADRの拡充、活性化に関して一つだけ伺つておきたいと思つています。

先日、十一月二十六日でございますが、司法制度改革推進本部の会合において、今後の司法制度改革の推進についてが決定されておりますが、その中に、裁判外紛争解決手続における隣接法律専門職種の活用についてということ、この隣接法律専門職種の活用についてということで、初めて示されております。

した。

私もこの推進本部決定の方向性について基本的には賛成でございますが、確認しておきたいことが一つあるんです。

それは、推進本部決定では将来課題とされた行政書士、税理士、不動産鑑定士ですね、これについて将来検討するのは当然のことだと思っておりますが、その際に、今回一定の代理権が付与された司法書士、弁理士等についても検討する必要があるのかということなんです。つまり、何を申し上げたいかということ、例えば今回、司法書士について簡裁の代理関係業務をすることができ、すなわち認定司法書士、これだけがそのADRの代理権の付与のみが触れられていたり、認定を受けていない一般の司法書士については触れられていないんですよね。こういうことを考えると、行政書士について将来検討するのであれば、このような一般の司法書士についても検討しないと、これ資格間でバランスを取ることができないというような様々な問題が生まれるんじゃないかというふうに思います。

そこで、この点についてどう理解すればよいのか、是非お伺いしておきたいと思っております。
○政府参考人(山崎潮君) 御指摘のとおり、十一月二十六日に本部決定でADR代理についてその内容を示しております。

この内容につきましては、ADR代理権を付与すべきものとした司法書士、弁理士等の士業につきまして、現段階で付与するのが相当である代理権の範囲とかあるいはその内容を示しております。それから、行政書士等三つの士業につきましては、全体的に将来の検討課題であるというまゝめをしているわけでございます。

したがって、この決定の意味でございますけれども、具体的にADR代理権を付与すべきものとした士業につきまして、将来においてその決定で示した内容を超えるADR代理権を付与すること、これにつきまして否定するものではないということでございます。御指摘のよう

なADR代理権の問題も含めまして、将来の検討課題となり得るものと認識をしております。

特に、先ほど御指摘がございましたけれども、やはりこの士業の権限の範囲の問題につきまして、横並びの相関関係、いろいろもうございまして、一つのものが動くということになったときのその横並びの問題というのは、これは当然考えられる話でございます。具体的にどうなるかは別として、そういうことも念頭に置いているということでございます。

○木庭健太郎君 それでは、この給費制から今後変わっていくという問題、この法案についてお伺いしたいんですけれども、基本的に、現在給費制ではどの程度の額が支給されているのか。つまり、さつきちよつと説明していただいたんでいいかなとも思ったんですけども、まあ今どれくらいか、給費制ではあつて手当がこうあるという仕組みになっていると。さらに、今回、今回の検討をする際に、合格者が若年化しているような傾向があるならば、その支給水準を引き下げることで給費制を維持するといった考えというのがあつたやにも聞いております。いろんな検討が途中なされたかと思つてますが、その点どう考えていらっしゃるのか、現在のその水準の問題も含めてお話をいただければと思つてます。

○政府参考人(山崎潮君) 先ほど、今度新しいその支給の水準につきましては、貸与の水準でございますが、これ申し上げました。平均的なものとして月額二十万円と十八万円、これは選択をしていただくということ、事情がある方については二十八万円までと、こういう三ランクでございます。現在その修習生の給与は大體二十万円ちょっとでございますので、ボーナスあるいはそれ以外の手当等を加えますとまあ大體二十五万円平均ぐらいではないかと。その中で、勤勉手当というのは、これはなかなか支給するというのは難しいことでございますので、その分を引いたのが大體二十万円ぐらいと、こういうイメージで考えていただきたいと思います。ですから、まあほ

ば現在の水準は維持をしているということでございます。

それで、問題は、それじゃ一部減額をして残りを支給したらどうかということでございますけれども、この点につきましては、その額いかによつてはそれでは生活ができないというような額になつておそれがあるわけでございます。そういう生活ができないという額では、これは給与と言えないではないかということになります。それから、生活ができる、最低限できるんだということになると、それ以上の資金を何で貸すのかということにもなりまして、なかなかこれは悩ましいところでございます。また、このまま支給を残すということについては、やはり全体としては国民の理解が得られないということからやむを得ず全体を削減したと、こういうことでございます。

○木庭健太郎君 これ、諸外国との比較も当然なつたと思うんですけども、諸外国でこういう修習生、給与というのが支給されているのかどうか、そういうのがもし実例として何かございまして御紹介いただきたいと思つてます。

○政府参考人(山崎潮君) ドイツと韓国が、これは支給、給費制を取っております。それ以外のところにつきましては司法修習がないところもございまして、そういうところは関係ないわけですが、それと、それから修習が分離されているところもありません。

そういうことで、様々な態様を設けているわけでございますけれども、現在、そのドイツと韓国、これと私どもの日本と同じ制度を設けていたわけでございますけれども、今回それと違つたのは、ドイツも韓国も司法試験、大学を出て司法試験受かつて修習に入るところまでは同じなんです。が、今回、我々のような法科大学院、こういうものを設けていないわけで、ワンステップ、ステップが違つてございますので、今回我々は非常に手厚く、法科大学院も出る、それから修習も行うと、両方持っているわけでございます。そういう関係から、やはりその掛かつていく費用が大分

違つていことがもう事情として出てくるということでございます。

○木庭健太郎君 先ほど具体的な貸与額については御説明いただきましたが、これは当然最終的には最高裁が定めるんでしょうけれども、借りたお金はどういうふうにしてこれ返還していくのを想定なさっているんでしょうか。何年掛かりでどう返すみたいなシステムを作ろうとなさっているんでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) これは最終的には最高裁判所の方で定めるといふ構成になっておりますけれども、裁判所の方でも協議はいたしておりますけれども、現時点のイメージで申し上げますけれども、現時点のイメージで申し上げますけれども、まず一定の返還の据置期間、これを設けたいというふうにご考えております。そのイメージ、大體三年から五年という単位でございます。まだ最終的には定まっております。それからその返還が開始するわけでございますが、年間、年間というか、失礼しました、十年間、十年間で返還をしていただくということで、均等でございますので、まあ大體三百万でありますと年間三十万と、こういう形になるわけでございます。

なお、その繰上償還、返済ですか、これも認めていく方向で考えているところもございまして。

○木庭健太郎君 もう一点、先ほどいわれるその返還免除制度の問題で、政策的免除の制度についてはいろいろ検討したけれども、最終的には導入しないというのを決めたんだというお話がございました。それもそれで一つの考え方でしようが、やはり例えばこれから司法ネットを作つていくとか様々な問題を考えてきたときに、例えばお医者さんで自治医大がやるときに、過疎地にお医者さん派遣するとき、これ自治医大、たしか奨学金を出しながら、過疎地に行くという場合は免除するとか、実際現実にそこに配置しようと思つてもなかなか埋まらないケースが起きるわけですね、医者においても、過疎地という問題は。

これから、さあ司法ネットを立ち上げようと。さつき、ひまわりの問題されましたし、それは使命感のあるそういう人たちが出てらっしゃることを期待はしますが、それだけに期待しておいて本当にそんなものができるのかと。そういう意味でいけば、やはりその過疎地対策、特に地方、過疎地の問題を考えたときには、やはりこういったものの一つの返還免除がこういうところであるというようなことがあれば、政策的にこれは使える問題として私はもうちょっと御検討いただいた方がよかつたような気がしてならないんですが、更にちょっとお尋ねしておきたいと思うんですが、

○政府参考人(山崎潮君) この司法ネットであるいは過疎地の問題、これにつきましては私どもの検討会でもかなり議論がございました。最後の最後まで議論があつたというように承知はしております。

この問題は、例えば司法ネットの常勤弁護士として過疎地で勤務をするといった場合に、この司法ネットは大都市もございませぬ。そうなりますと、その大都市と過疎地で仕事の違いがあるのかというこの、例えば公的な業務、過疎地は公的のみならず、例えば公的でないかということになると、都会でも公的じゃないかという問題もどうしてか生じてくる。それから、過疎地で勤務するのは弁護士だけではございませぬので、裁判官、検事も過疎地で勤務するということになります。それから、日弁連で御努力で、ひまわり基金で行っている弁護士さんもおられるわけでございます。それから、余り例は多くございませぬけれども、退官後、自らの希望で行かれておられる方もおられるわけでございます。

そういう方もその横並びにどういうふうな考えていくかということをよくよく考えると、極めて難しい問題じゃないかと。その入れ方によつてもまた大変な論議を呼び起こす可能性もございませぬ。そういう点も考えまして、今回はとにかくそういう問題については、その政策的な免除という点については盛り込まないという結論をしたとい

うことでございます。

○木庭健太郎君 いろんな観点から法案として賛成をしようと思つておられるんですけども、やっぱり考えてみると、これが将来、一年間三十万、十年間ですか、その前にこの人たちは多分、法科大学院に行つて、それから修習に入るわけですから、法科大学院というのは、これは行きますと、それは学費等どうするかという問題になると、これは奨学金の制度、文部省に組み立てていただいております。奨学金が借りられると、でも、場合によつては、その法科大学院に行つていた間だけで一千万近いような借金というのは起り得る可能性があるんじゃないかと。さらに、今回、この給費制がなくなれば、また金借りるわけですよ。そういう意味では本当にどうなんだろうかと。つまり、司法を目標とする、そういうものを目標とする人たちの意欲をそいでしまうことになりはしないかという心配は、今もそういう批判はこの法案に対してあるわけですよ。

そういう問題に対して、経済的事情から法曹になるのを断念せざるを得ないということにならないのかと、こういう不安に対してどういうお答えをなさるか、お聞きしておきたいと思つておられます。○政府参考人(山崎潮君) 法科大学院で借りる場合、当然でございます。このたびの改正で月額二十万円まで借りられるようにいたしました。これで三年間で計算をしますと、七百二十万という計算が出てまいります。普通二十万あればどうにかなるのかなと、それ以外に教育ローンというものがあつたので、それを借りるともつと行くということにはなりませんけれども、二十万円で七百二十万円、それからこの修習の関係で三百万円が加わると、これ大体一千万円ということになります。奨学金の方は二十年年賦で払うことと、私ども、その修習資金の返還につきまして、据置期間を設けてまして十年と、いうことと、ございまして、それなりの配慮をしているつもりでございます。

両方がダブルと少しきつ期間があるろうかと思つても、それにしましても最終的にその収入の中から返していけない額ではないだろうという理解をしております。そういう、余り無理な計画であれば法曹を断念するというおそれもございませぬけれども、そこまで至らないところであらうという理解をしております。これがあるからといって法曹を断念することのないように、是非一杯優秀な方に来ていただきたいというふう

に思つております。

○木庭健太郎君 今回の改正案に関していろんな意見はあるんですけども、当初は何か、司法試験の合格者がこれから増えていくんだから、修習生に支給する予算額が増えるこれは大変だから、給費制じゃなくちょっと貸与制に変えようかみたいな論調がマスコミではあつたような気がいたすんです。

ただ、私は、今回の改正というのは、この司法修習生だけの問題でなく、例えば司法ネットの問題である、例えば裁判官の問題である、大きな司法改正の中で、それに全体である意味では取り組んでいかなければならない。その取り組んでいく位置付けの中で、一体この給費制という問題をどう考えればいんだというふうなところから議論をしたんだということがはつきり国民に分かつていただくことが必要ではなからうかという気はしておるんです。

したがって、この問題についても、ほかの法案も一緒なんですけれども、司法制度全般の改革の中から、一体、今回こういうことで多少我慢していただきますよということが起きてきたんだという説明が、国民に分かりやすい丁寧な説明が不可欠であると思つておるんですが、大臣の御所見を伺つておきたいと思つておるんです。

○国務大臣(南野知恵子君) 法曹を質、量ともに充実させるために、司法修習生の大幅な増員が求められております。また、このたびの司法制度改革を伴うことについてその理解を得ていく必要がある

ろうかと思つております。

このたびの貸与制への移行ということにつきましては、このような状況にかんがみまして、単に財政事情が厳しいからというのではなく、国民のための司法制度改革全体を実現するため、財政資金をより効率的に使つていこうとするものであるというふうな思つております。

○木庭健太郎君 新しい司法試験について、何点かお伺いしておきたいと思つております。

先ほども少しこの新司法試験について議論がなされておりました。先日、法務省からサンプル問題が公表され、いろんな意味で話題になっておりましたが、そもそもこの新司法試験の理念というのはどんなものなのか。また、現行試験とどう異なるかをお伺いをいたしたいし、先ほど寺田部長の御説明によると、来年夏ごろにはプレテストというか模擬的、模擬試験のようなものも実施するというようなお話をされたようでございまして、それについて検討、準備の状況、御説明できる点があれば、併せて説明をしていただきたいと思います。

○政府参考人(寺田逸郎君) 新司法試験でございますが、度々申し上げますと、新司法試験、これは新しい法曹養成の中核を成すものでございませぬけれども、そこでの教育と司法修習、こういった一連の流れの中で相互に連携を取つて行われるべきものというところで、具体的に申し上げますと、やはり法科大学院の教育内容というものを的確に反映して将来の法曹としての能力というものを本当の意味で試す、そういう試験ということになるわけでございます。

具体的にその内容がどうなるかでございますが、もちろん第一次試験等がないという形式のところもございませぬけれども、内容面からいいますと、まず口述試験というものが新しい司法試験にはございませぬ。これは先ほどの流れの上から申し上げますと、この種の能力というのは基本的にほとんどの方が法科大学院で学ばれるということとございませぬので、そちらの方で能力を身に付

ろうかと思つております。

○政府参考人(寺田逸郎君) 新司法試験でございますが、度々申し上げますと、新司法試験、これは新しい法曹養成の中核を成すものでございませぬけれども、そこでの教育と司法修習、こういった一連の流れの中で相互に連携を取つて行われるべきものというところで、具体的に申し上げますと、やはり法科大学院の教育内容というものを的確に反映して将来の法曹としての能力というものを本当の意味で試す、そういう試験ということになるわけでございます。

具体的にその内容がどうなるかでございますが、もちろん第一次試験等がないという形式のところもございませぬけれども、内容面からいいますと、まず口述試験というものが新しい司法試験にはございませぬ。これは先ほどの流れの上から申し上げますと、この種の能力というのは基本的にほとんどの方が法科大学院で学ばれるということとございませぬので、そちらの方で能力を身に付

要するに、今も出ましたけれども、財政的な問題が何だかんだ言っても最大の理由として、効率化という言い方、いろいろありますね、合理化とか。いずれにしても財政問題でございます。それを理由にして給費を貸与すると、私は、ただそんな程度の話だったのかと、この給費制度そのものがですね、非常に、そんな話だったのかというふうな疑問を、素朴な疑問を感じます。

戦前から、司法試験合格者のうち裁判官、検察官になる方は有給でやってきたと、それで弁護士になる方は弁護士試験ということで戦前は無給だったわけですね。それが、戦後、司法試験合格した者すべて司法修習生にして有給にするという改革が行われたわけです。

ならば、お聞きしたいと思えますけれども、戦前、つまり、司法官試験、つまり裁判官、検察官になる者が有給に理由は何なのか、戦後の改正で弁護士さんも有給にした理由は何か、お答えいただけますか。

○政府参考人(山崎潮君) まず、戦前の制度でございますけれども、この制度については余り記録がはつきり残っていないので断言はできませんけれども、いろんな資料から分かる範囲でお答えを申し上げます。

まず、そのすべての司法官試験、これに給与が支給されていたのかどうかという点も、支給されていなかったというふうな発言もございまして、そういう方もいたという発言もございまして、これも余り定かではございません。それからまた、支給されていた理由についてもなかなかこれはつきりしたものはございません。

ただ、その司法官試験は、官選弁護士、今の国選弁護士と同じでございますけれども、それとして刑事弁護を行うなど、現在の司法修習生とは権限がどうも異なっていたという点が一つございまして。それから、当時は、裁判官やあるいは検察官、こういうふうになる者に対しては国から給与を支給するということは当然だと考えられていたと、そういうふうな発言をされている方もおられるわ

けでございます。そういうことでこのような制度が設けられていたというふうな理解をしております。

それから、戦後ですが、これが理念が変わったという点につきまして、これも国会の議事録、余りはつきり言っているものがないわけでございますけれども、基本的には、その給費制は法曹の職務の重要性にかんがみまして、司法修習生が生活の基礎を確保して修習に専念することができるようにして、その修習の実効性を確保するための一つの方策として採用されたというふうな理解をしております。

ただいま御指摘の、非常に公的な仕事をこれらややっていくじゃないかという点についてはそのとおりでございます。したがって、国庫で修習を行うと、この理念は非常に大切であるということと、これは守っていきたいということでございます。ただ、給与を支給するか貸与にするかという点についてはまた別の配慮で行っていくと、こういうこととでございます。

○大門実紀史君 私は、給費と貸与で大きな違いがあると思っております。このところ、この点にこだわらなければ、要するに、修習に専念していただく、その義務を課することだけだ。得たんじゃないでしょうか、そのときにね。なぜ、そのときに給費にしたかと、貸与でなく給費にしたのかということが聞きたいわけですが、お分かりでしたら。

○政府参考人(山崎潮君) これも資料がなかなかなくて、若干推測にわたるところあるかもしれませんが、お許しをいただきたいと思っております。まず、戦前から戦後の初めのころ、法律家が非常に少なかったと思っております。全国的にですね。やはり、国策として法律家を育てていくと、こういう政策があったらと思うんです。当時は、司法試験の合格者、第一回目辺り二百数十人でございまして、しばらくは三百人台というような時代

が続いたわけでございます。そのぐらいの人数でやっぱ国策として法律家を育てるということに理解があったと、こういうことであるというふうな理解をしております。

今後は、これが三千人時代になっていくわけでございます。法律家が現在足りないといいたいが、戦後のときの足りなさよりはるかに多くなってきているということ、十分に育ってきているだろうと。それから、このように給与を支給している例というのがほとんどない、こういうことで国民の理解が得られるかどうかと、こういう点で事情が変わったと、こういうこととでございます。

○大門実紀史君 ただ、それは山崎さんの、この資料がないわけですからね、そのときなぜそうしたかという資料がないわけだから、今の時点で、かつ山崎さんの御意見としか聞かえないんでね。私は、財政支出上の問題で、財政上の問題でというところで今回給費を貸与にするということから考えますとね、財政というのは今確かに厳しいです。国の財政、厳しいと。だから、厳しいから給費にするか、貸与にするか、こういう問題ではなくて、戦後で間もなくだつて財政厳しかったわけですね。それでも給費にした。それは国策だと、何らかの国策があったと思えますけれどもね。それは今だつて私は通じるものがあつて、もう少し給費にした意味は重いものがあつて、はないかというふうな、例えば財政に余裕があつたからやつてきたと、今余裕がないから貸与にするというのとはこれ変な話だと思つてますよ。国の財政というの、余裕があるから厳しかろうが、厳格な支出を求められるわけですからね。最初から、そんなこと今更、今ごろ言うんだつたら、最初から貸与にすればよかつたんじゃないかというふうな言われてしまうような事柄だというふうには思っています。

ですから、私は何人かにお聞きすると、もう少し、何と申しますかね、この司法修習生に対する位置付けがきちつとして給費にしたというふうな

ことを書かれている方がいらつしやいます。その当時のことを知っていらつしやる方ですね。つまり、司法に携わる者、その卵に対する、何と申しますか、もつと金で考えるような話じゃなくつて、もつと厳格な、もう少し崇高な位置付けがあつたんじゃないかと。だから、国民の皆さんも、何と申しますかね、それに対して、そういう若者たちに対して、ある意味では敬意を抱いたり期待をされますからね、それを理解してけちを付けるということもなかったんじゃないかと。

今だつて、国民の多数は私はそう思つていらつしやるというふうに思います。国民の理解が得られないとかおつしやいますけれどもね、それがそんなことを一体言つていいのかと。そんなアンケートでも取つたんですか、取られていないですよ。これはもうレクでお聞きしましたから、時間の関係で聞きませんけれども。

私、要するにこんなことを一々けち付けているのは財務省じゃないかと、非常に強く、私、ふだん財政金融委員会おられますね、感じるんです。もう一つは、今回非常に初めて、初めてじゃないかと思つていただけます。財務省の財政審議で、受益と負担の観点からと、受益者論というのが初めてこの司法修習生の話に持ち込まれております。私はこういう問題を受益者論で考えるべきではないというふうに思いますが、財務省、いかがお考えですか。

○政府参考人(山崎潮君) ただいま御指摘のように、財政制度等審議会ではそのような御意見があつたということはそれとおりでございます。私どもも、こういう御意見は一つの意見ということでありまして、これがすべてを決めたわけではございません。

先ほど、統計とかみんな意見聴いたのかということでございますが、この前身に司法制度改革審議会というのがございまして、その中でもかなり議論がございまして、法曹の方は給費制を維持すべきだという意見が強かつたと思つていただけます。それ以外の方については、やっぱりもう例外はな

くすべきだという意見がかなりあったと。

それから、私も検討会でも、これ、もう二年間にわたって十分議論したんですけれども、最終的には、一人の反対を除いて全員が給費制をやめるべきだと、こういう御意見で、特に、法律家以外の方の強い御意見もございまして、やはりこれは国民の声を反映しているのではないかと、こういうふうに思います。

○大門実紀史君 受益者。受益者負担、どう思われますか。

○政府参考人(山崎潮君) 受益者負担ですか。受益者負担という……

○大門実紀史君 負担論。受益者負担論、お聞きしたんですか。

○政府参考人(山崎潮君) 受益者負担論というのは、それはやはり、その受益者だから、当然そういうものを負うべきだとかですかね、それからこういうものを支払うべきだというふうな、その受益者というふうな、そういう観点ではないだろうかというふうには考えております。

○大門実紀史君 私もそう思うんです。だったらば、何でそういう声に抵抗されて給費制度守らないのかと。だって、この貸与制度という制度そのものは受益者論ですよ。貸与制度というのは受益者論なんです。この制度、皆さんが提案されているのは、そのものが受益者論に成り立っているから貸与制度を提案されておるわけですよ。だから、私、こういう問題を金目のことだけでどうこう言うような、何といえますかね、貧すれば鈍するといえますかね、非常に低レベルのことで議論されているというふうに思います。

私は、この司法修習生を給費にしてみた意義、効果というのは、いろいろお聞きしますと実態的には二つあると思うんです。

一つは、日弁連の言葉をおかりいたしますと、公的使命を自覚してもらおう、あるいは醸成してもらおうと、司法修習生の間にですね。もうちょっと平たく言いますと、国民の税金で、かつてなら二年間です、司法修習生の時代に、国民の税金

で御飯を食べると、その間に何考えるだろうと、これから法律家になる人がですね。やっぱりそれは先ほど言いました、多分戦後の位置付け、そういうことがあったと思うんですけれども。

あなたたちは公的な、弁護士になるのが裁判官になるのが検察官になるのが公的な、社会の公的な使命があるんだと。だから、国民の皆さん苦しい中で、皆さんを司法修習で勉強させるために、専念させるためにお金を出しているんだと。この、もう最初の段階でのインプットをするという大変大きな効果があったと。日弁連なんか公的使命の醸成とおっしゃっていますけれどもね。もちろん、後で踏み外す人もいるかも知れませんが、けれども、最初の大事な時期に、大事な二年間に、そのときにインプットすると。政治ができるのはそこからです。後その人の人生、責任持てませんから。若いときにそういうことをやるというのは非常に重要な効果、意義があったと思います。

二つ目は、よく言われています、貧富の差を持ち込まないと。貧しい、生活が裕福じゃなくてもちゃんと司法資格取れるようにと、これ保障するためと。二つありますけれどもね、あったと思いますけれども。

私は、重要なのは、今回の改正で何が重要かといえますと、受益者負担論という、これはもう何と申しますかね、こんな考え方をこういう制度に持ち込んでいいのかわからないと思います。もう、この非常に卑近な理屈なんです。金貸して、受益者論だから、金貸してやるから後で返す。こんなことは戦後、これ何十年続いた制度ですか、この給費制、給費制度。何十年の中で、法務省の皆さんの先輩方が、これ非常に思い入れを持って給費制度を作られたのに、こんな卑近な、こんなつまらない低次元の理屈で、しかも予算的には何年か先に三十四億増えるだけでしょ。国全体を節約する、それを合理化するために、それだけのためにこんな理屈で、はいはいと言っている

貸与制度に変える、そういう提案をされていることそのものが私非常に問題だと思えますし、これはどんな影響を与えるかといえますと、司法修習生に、これは目に見えぬ影響を与えます。

給費だったならば、さっき言った原点に戻って、この制度を作った原点から始まっている、あなたはその制度のために働くんだということをインプットされると思います。

ところが、貸与ですと、受益者なんですとあなたも、利益を得る、生む、得るんですと、法曹になったらですね、資格を得たらと、これをインプットしてしまおうわけですね。

これ大きなことだと思えますよ。この司法修習制度という、修習という中身に与える影響としてはですね、これはどう目に見えて現れてくるかはこれから分かりませんが、こういう国の位置付けを、大きな位置付けを今回大幅に、大幅に変えられたのが今回の改正だといふふうに思いますけれども、その辺の認識はいかがですか。

○政府参考人(山崎潮君) 確かに、御指摘のとおり、国の人材を育てていくと、大変重要なことだと思えます。したがって、国庫ですと、国庫で教育をしていくと、これでも何十億掛かっているわけですので、そういう点ではその認識はきっちり持っているはずだと思えます。それについては、だから受益者負担とは言っていないわけですので。正に国がやっているわけですので。

ただ、その給与を払うか払わないかについては、現在、司法界では皆大事だといふふうに言いかもできませんけれども、それ以外の方の賛同がなかなかもう得られない時代になっているということをございまして、それを反映してやむなくこういう制度にするということをございしますので、そこは御理解を賜りたいと思います。

○大門実紀史君 ですから、私は、国民の皆さんからそんな声出ているんですか。司法修習生、貸与にしろなんて、出ていないでしょう。だから、賛同得られないのは財務省だけだね。だれも言っ

ていないじゃないですか。国民の皆さん、司法修習生、給費でけしからぬなんて声出していないですよ。その審議委員の人たちは何を聞いてこられてそんなこと言われたか知りませんが、いいですね。

もう一つは、法曹資格に貧富の差を持ち込まないという点でございますと、これ実態的にいいますと、簡単に言いますと、法科大学院で奨学金制度、最高七百二十万も借ります、司法修習生で貸与、最高三百万借ります。弁護士になって、若いうちから払わなきゃいけないのは、毎月六万円です。若いうちの、若いうちの弁護士さんの給料というのは五百万から六百万ぐらいですよ。私は、これ返せないとはいいません、返せるでしょう。だけれど、どんなインセンティブが働くんですか、その弁護士さんに。やっぱり、一定稼がなきゃいけない。世のため人のために働けば働くほど、貧しい人のために働けば働くほど、弁護士さんの収入というのは減るんです。だから、余計なインセンティブが働くといふふうに申し上げたいと思います。

時間が来ましたので、申し上げたいことは、こんな大事な問題を、今、新自由主義的といえますか、何でも受益者負担だとか財政効率性だとか、そんなことがまかり通り過ぎちゃって、国が守るべきものと譲ってはいけな一線までどんどん崩されていると私は思うんです。それがこの一つだということ指摘して、質問を終わります。

○委員長(渡辺孝男君) 他に御発言もないようです。から、質疑は結局したものと認めます。

○委員長(渡辺孝男君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、尾辻秀久君及び関谷勝嗣君が委員を辞任され、その補欠として中川雅治君及び岡田直樹君が選任されました。

○委員長(渡辺孝男君) これより討論に入りませう。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願

います。

○大門実紀史君 日本共産党を代表して、反対の討論を行います。

反対理由は今申し上げた質疑の中で明らかになりましたので、簡潔に整理して申し上げるだけにします。

反対理由の第一は、給費制度とは法曹養成の根幹を成すものであり、財政上の理由などで廃止するものではないということでございます。

貸与制にすることは、法曹になることを受益者とみなす受益者負担論を取ることであります。弁護士、裁判官、検察官、いずれにしても、法曹とは個人の利益のみを追求する職業ではないはずで、法曹養成に関する国の負担は、財政が厳しくなつたからやめてしまふといった種類の問題ではございません。

反対理由の第二は、資質、能力があつても経済的事情から法曹への道を断念する事態が想定されることです。

国民各階層から多様な人材が法曹となることを可能にしてきた給費制度を廃止し、貸与制にするために、資力に貧しい修習生の勉学・生活環境の悪化を招くことが想定されます。今後の司法を支えるにふさわしい資質、能力を備えた人材が経済的事情から法曹への道を断念する事態も想定され、その弊害は極めて大きいと言えます。修正して実施を先延ばししても、法案の本質は変わりません。

以上の点から、本法案に反対するものであります。終わります。

○委員長(渡辺孝男君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

裁判所法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(渡辺孝男君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと

決定いたしました。

この際、千葉景子君から発言を求められておりますので、これを許します。千葉景子君。

○千葉景子君 私は、ただいま可決されました裁判所法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会及び公明党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

裁判所法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府並びに最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 修習資金の額については、法曹の使命の重要性や公共性にかんがみ、高度の専門的能力と職業倫理を備えた法曹を養成する見地から、引き続き、司法修習生が修習に専念することができるよう、必要かつ十分な額を確保すること。

二 修習資金の返還の期限については、返還の負担が法曹としての活動に影響を与えることがないよう、必要かつ十分な期間を確保するとともに、司法修習を終えてから返還を開始するまでに、一定の据置期間を置くこと。

三 給費制の廃止及び貸与制の導入によつて、統一・公平・平等という司法修習の理念が損なわれることがないよう、また、経済的事情から法曹への道を断念する事態を招くことのないよう、法曹養成制度全体の財政支援の在り方も含め、関係機関と十分な協議を行うこと。

四 新司法試験については、法科大学院における教育及び司法修習との連携によるプロセスとしての新しい法曹養成制度の理念と成立の経緯を踏まえた実施を図ること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(渡辺孝男君) ただいま千葉君から提出

された附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(渡辺孝男君) 多数と認めます。よつて、千葉君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議することに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、南野法務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。南野法務大臣。

○国務大臣(南野知恵子君) ただいま可決されました裁判所法の一部を改正する法律案に対する附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

また、最高裁判所にも本附帯決議の趣旨を伝えたいと存じます。

ありがとうございます。

○委員長(渡辺孝男君) なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(渡辺孝男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時八分散会

十一月三十日本委員会に左の案件が付託された。

項に定めるもののほか、第一項に改める。

第六十七条の次に次の一条を加える。

第六十七条の二 (修習資金の貸与等) 最高裁判所は、司法修習生の修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、司法修習生に対し、その申請により、無利息で、修習資金(司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金をいう。以下この条において同じ。)を貸与するものとする。

修習資金の額及び返還の期限は、最高裁判所の定めるところによる。

最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が災害、傷病その他やむを得ない理由により修習資金を返還することができないときは、その返還の期限を猶予することができる。この場合においては、国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第百十四号)第二十六条の規定は、適用しない。

最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が死亡又は精神若しくは身体の障害により修習資金を返還することができなくなつたときは、その修習資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

前各項に定めるもののほか、修習資金の貸与及び返還に関し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成十八年十一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に採用され、この法律の施行後も引き続き修習をする司法修習生の給与については、なお従前の例による。

(裁判官の報酬等に関する法律の一部改正)

3 裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。第十四条ただし書を削る。